

健康保險法規

大阪法友社發行

特 266

153

年改訂



* 0035398000 *

0035398-000

特 266 - 153

健康保險法規

大阪法友社

昭和 10

AGD

47286
153



險法規

者有所



健康保險法規目次

○健康保險法	一
○健康保險法施行令	二
○健康保險法施行規則	三
○諸様式	八五
○健康保險法第十三條第三號(ホ)ノ規定ニ依ル運送事業ノ指定ニ關スル件	一四六
○健康保險法第十四條第一項第四號ノ事業	一四六
○健康保險法第十四條第一項第六號ノ事業	一四七
○健康保險法第十四條第一項第四號ノ事業(二件)	一四七
○健康保險ノ被保險者タラサルノ臨時使用人ニ關スル件	一四八
○官吏及待遇官吏ハ健康保險ノ被保險者タラサルノ件	一五八

○政府ノ管掌スル健康保険ノ被保険者カ療養ノ
給付ヲ受クルコトヲ得ヘキ醫師及齒科醫師並藥劑師ニ關スル件……………一四八

○健康保険ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬醫院等ニ關スル件……………一五〇

○健康保険ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬醫院等ニ關スル勅令施行ニ關スル件……………一五二

○昭和二年勅令第二百六十八號健康保険ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬醫院等ニ
關スル件第一條ノ規定ニ依ル健康保険ノ療養ノ給付ヲ爲ス附屬醫院其ノ
他之ニ準スヘキ病院……………一五七

○政府ノ管掌スル健康保険ノ保険料率……………一五八

●健康保險法

(大正十一年四月
法律第七〇號)

改正 大正十五年三月法律第三四號 昭和四年三月法律第二〇號
昭和九年三月法律第一三號

第一章 總 則

第一條 健康保險ニ於テハ保險者カ被保險者ノ疾病、負傷、死亡又ハ分娩ニ關シ療養ノ給付又ハ傷病手當金、埋葬料、分娩費若ハ出産手當金ノ支給ヲ爲スモノトス

第二條 本法ニ於テ報酬ト稱スルハ事業ニ使用セラルル者カ勞務ノ對價トシテ事業主ヨリ受クル賃金、給料又ハ俸給及之ニ準スヘキモノヲ謂フ

第三條 報酬ノ額ニ基キ保険料又ハ保險給付ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬ニ依リ之ヲ算定ス標準報酬ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ徵收シ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利及保險給付ヲ受クル權利ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

前項ノ時効ノ中斷、停止其ノ他ノ事項ニ關シテハ民法ノ時効ニ關スル規定ヲ準用ス
命令ノ定ムル所ニ依リ保險者ノ爲ス保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ徵收ノ告知ハ民法第

健康保險法 (總則)

百五十三條ノ規定ニ拘ラス時効中斷ノ效力ヲ有ス

第五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ民法ノ期間ノ計算ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條 健康保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

第七條 保險者又ハ保險給付ヲ受クヘキ者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第八條 保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ヲ使用スル事業主ヲシテ其ノ使用スル者ノ異動、報酬等ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ文書ヲ提示セシメ其ノ他健康保險ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

第九條 保險官署ハ必要アリト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ保險事故ノ生シタル作業ノ場所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第十條 主務大臣ハ本法ニ規定スル其ノ職權ノ一部ヲ命令ヲ以テ保險官署ニ委任スルコトヲ得

第十一條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ滯納スル者アルトキハ保險者ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手数料及延滞金ヲ徵收ス

第十一條ノ二 前條ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保險料其ノ他本法ノ規定ニ

依ル徵收金ヲ納付セサルトキハ保險者ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分シ又ハ滯納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村ニ對シ之カ處分ヲ請求スルコトヲ得但シ保險者カ國稅滯納處分ノ例ニ依リ處分スルコトヲ得ルハ政府カ保險者ナル場合ニ限ル

保險者カ前項ノ規定ニ依リ市町村ニ對シ處分ノ請求ヲ爲シタルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テハ保險者ハ徵收金額ノ百分ノ四ヲ當該市町村ニ交付スヘシ

前二項ノ規定ニ於テ市町村アルハ町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス

第十一條ノ三 保險料其他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノノ徵收金ニ次キ他ノ公課ニ先ツモノトス

第十一條ノ四 保險料其他本法ノ規定ニ依ル徵收金ニ關スル書類ノ送達ニ付テハ國稅徵收法第四條ノ七及第四條ノ八ノ規定ヲ準用ス

第十二條 政府ノ事業ニ使用セララルル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

第二章 被保險者

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス但シ臨時ニ使用セラルル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ及一年ノ報酬千二百圓ヲ超ユル職員ハ此ノ限ニ在ラス

一 工場法第一條ノ規定ニ依リ同法ノ適用ヲ受クル工場

二 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業場又ハ工場

三 左ニ掲タル事業ニシテ常時五人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

(イ) 物ノ製造、加工、選別、包装、修理又ハ解體ノ事業

(ロ) 鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業

(ハ) 電氣ノ傳導又ハ動力ノ發生若ハ傳導ノ事業

(ニ) 地方鐵道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル事業

(ホ) (ニ)ニ掲クルモノヲ除クノ外陸上ニ於テ爲ス貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

第十四條 前條ノ工場、事業場又ハ事業ヲ除クノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ノ事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業及之ニ附屬スル事業ニ使用セラルル者ヲ包括シテ健康保險ノ被保險者ト

爲スコトヲ得前條ノ工場、事業場又ハ事業ニ附屬スル事業ニ付亦同シ

一 前條第三號ノ事業ニシテ常時五人未満ノ労働者ヲ使用スルモノ

二 土木工事又ハ工作物ノ建設、保存、修理若クハ破壊ノ工事ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ

三 貨物積卸ノ事業

四 前各號ニ掲クルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ト爲ルヘキ者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

一事業ニ於テ作業ノ場所ニ於テハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ主務大臣ハ其ノ一又ハ二以上ノ場所ニ於ケル作業ヲ一事業ト看做スコトヲ得

第十五條 前條ノ認可アリタルトキハ其ノ事業ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス

第十三條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 第十三條ノ工場又ハ事業カ同條ノ規定ニ該當セサルニ至リタルトキハ其ノ工場又ハ事業ニ付第十四條ノ認可アリタルモノト看做ス

第十七條 第十三條及第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ業務ニ使用セラルルニ至リタル日又ハ第十三條但書若ハ第十五條第二項ノ規定ニ該當セサルニ至リタル日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

第十八條 第十三條及第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ハ死亡シタル日其ノ業務ニ使用セラレサルニ至リタル日又ハ第十三條但書若ハ第十五條第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス但シ其ノ事實アリタル日ニ更ニ前條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ

其ノ資格ヲ喪失ス

第十九條 第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ使用スル事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ被保險者ノ全部ヲシテ其ノ資格ヲ喪失セシムルコトヲ得

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第一項ノ認可アリタルトキハ被保險者ハ認可アリタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十條 第十八條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ際引續キ六十日以上被保險者タリシモノハ勅令ノ定ムル期間内ニ申請ヲ爲ストキハ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得

第二十一條 前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ前條ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル日ヨリ百八十日ヲ

經過シタルトキ、保險料ヲ納付セスシテ命令ヲ以テ定ムル猶豫期間ヲ經過シタルトキ又ハ第十三

條若ハ第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

前條ノ規定ニ依ル被保險者死亡シタル場合ニハ第十八條ノ規定ヲ準用ス

第三章 保險者

第二十二條 健康保險ノ保險者ハ政府及健康保險組合トス

第二十三條 保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲必要ナル施設ヲ爲スコト

ヲ得

第二十四條 政府ハ健康保險組合ノ組合員ニ非サル被保險者ノ保險ヲ管掌ス

第二十五條 健康保險組合ハ其ノ組合員タル被保險者ノ保險ヲ管掌ス

第二十六條 健康保險組合ハ法人トス

第二十七條 健康保險組合ハ事業主及其ノ事業ニ使用セラルル被保險者ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十八條 一又ハ二以上ノ事業ニ付被保險者常時三百人以上ヲ使用スル事業主ハ健康保險組合ヲ

設立スルコトヲ得被保險者ヲ使用スル二以上ノ事業主ハ共同シテ健康保險組合ヲ設立スルコトヲ

得此ノ場合ニ於テハ被保險者ノ員數ハ合算シテ常時三百人以上タルコトヲ要ス

第二十九條 健康保險組合ヲ設立セムトスルトキハ組合員タル資格ヲ有スル被保險者ノ二分ノ一以

上ノ同意ヲ得規約ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

二以上ノ事業ニ付健康保險組合ヲ設立セムトスル場合ニ於テハ前項ノ同意ハ各事業ニ付之ヲ得ル

コトヲ要ス

第三十條 前二條ノ規定ニ於テ被保險者トアルハ第十四條第一項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ト同時ニ

健康保險組合ノ設立認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者トス

第三十一條 主務大臣ハ一事業ニ付第十三條ノ規定ニ依ル被保險者常時五百人以上ヲ使用スル事業

主ニ對シ健康保險組合ノ設立ヲ命スルコトヲ得

第三十二條 前條ノ規定ニ依リ健康保險組合ノ設立ヲ命セラレタル事業主ハ規約ヲ作り設立ニ付主

務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十三條 第十四條第三項ノ規定ハ第二十八條、第二十九條及第三十一條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ準用ス

第三十四條 健康保險組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時ニ成立ス

第三十五條 健康保險組合成立シタルトキハ事業主及其ノ事業ニ使用セララルル被保險者ハ總テ之ヲ組合員トス

第三十六條 健康保險組合ノ規約ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其効力ヲ生セス

第三十七條 主務大臣ハ健康保險組合ニ對シ事實ニ關スル報告ヲ爲サシメ事業及財産ノ狀況ヲ検査シ、規約ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第三十八條 健康保險組合ノ役員ニ欠缺若ハ故障アルトキ又ハ組合ノ役員保險給付其ノ他其ノ執行スヘキ職務ヲ執行セサルトキハ主務大臣ハ官吏又ハ其ノ他ノ者ヲ指定シテ其ノ職務ヲ執行セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ職務ノ執行ニ要スル費用ハ健康保險組合ノ負擔トス

第三十九條 主務大臣ハ健康保險組合ノ決議若ハ役員ノ行爲カ法令、主務大臣ノ處分若ハ規約ニ違反シ組合員ノ利益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ又ハ組合ノ事業若ハ財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムル時ハ決議ヲ取消シ役員ヲ解職シ又ハ組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第四十條 解散ニ因リテ消滅シタル健康保險組合ノ權利義務ハ政府之ヲ承繼ス

第四十一條 本法ニ規定スルモノノ外健康保險組合ノ管理、財産ノ保管及利用方法、分合、解散其ノ他健康保險組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 同時ニ二以上ノ業務ニ使用セララルル被保險者ノ保險者ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四章 保險給付

第四十三條 被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付ヲ爲ス

前項ノ療養ノ給付ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ場合ニ於テ療養上必要アリト認ムルトキハ保險者ハ被保險者ヲ病院ニ收容スルコトヲ得

第四十四條 療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テハ保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第四十五條 被保險者療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ其ノ期間傷病手當金トシテ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合以外ノ場合ニ於テハ勞務ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ起算シ第四日ヨリ之ヲ

支給ス

第四十六條 病院ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ傷病手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

第四十七條 療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付其ノ保險給付ヲ始メタル日ヨリ起算シ百八十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲サス

第四十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ保險者ハ前條ニ規定スル期間ヲ超エテ療養ヲ必要トスル者ニ對シ繼續シテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得

- 一 他ノ法令ノ規定ニ依リ事業主ヨリ扶助ヲ受クヘキ者ニ付其ノ事業主ヨリ申請アリタルトキ
- 二 前號以外ノ場合ニ於テ療養ノ給付ニ要スル費用ノ償還ニ付擔保ヲ提供シ其ノ他確實ナル方法ヲ定メ本人又ハ第三者ヨリ申請アリタルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テハ療養ノ給付ニ要シタル費用ニ相當スル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徴收ス

第四十九條 被保險者死亡シタルトキハ被保險者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノニ對シ埋葬料トシテ被保險者ノ報酬日額ノ三十日分ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額カ三十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ三十圓トス

被保險者死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クヘキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ埋葬ニ要シタル費用ニ相當スル金額ヲ支給ス

第五十條 被保險者分娩シタルトキハ分娩費トシテ二十圓ヲ出産手當金トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以

テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス

第五十一條 保險者ハ被保險者ヲ産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲スコトヲ得

産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ分娩費及出産手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

第五十二條 分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ勅令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保險者タリシ者ニ非サレハ之ヲ爲ササルコトヲ定ムルコトヲ得

第五十三條 分娩ノ前後ニ保險者ニ變更アリタル場合ニ於テハ分娩ニ關スル保險給付ニ要スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係アル保險者之ヲ分擔ス

第五十四條 出産手當ノ支給ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ期間傷病手當金ハ之ヲ支給セス

第五十五條 被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ受クル者ハ被保險者トシテ保險給付ヲ受クルコトヲ得ヘカリシ期間繼續シテ同一保險者ヨリ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第五十六條 前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クル者死亡シタルトキ、前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケタル者其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日後九十日以内ニ死亡シタルトキ又ハ其ノ他ノ被保險者タリシ者被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後九十日以内ニ死亡シタルトキハ被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノハ最後ノ保險者ヨリ埋葬料ノ支給ヲ受クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クル者ナキ場合及前項ノ埋葬料ノ金額ニ付テハ第四十九條ノ規定ヲ準用ス

第五十七條 被保險者タリシ者被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後勅令ヲ以テ定ムル期間内ニ分娩シタルトキハ分娩ニ關シ被保險者トシテ受クル事ヲ得ヘカリシ保險給付ヲ最後ノ保險者ヨリ受クルコトヲ得

第五十八條 疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ受クルコトヲ得ヘキ期間傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セス

第五十九條 前條ニ掲クル者疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ其ノ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコト能ハサリシトキハ保險者ハ之ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給ス

前項ノ規定ニ依リ保險者ノ支給シタル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徵收ス

第六十條 被保險者又ハ被保險者タリシ者自己ノ故意ノ犯罪行爲ニ因リ又ハ故意ニ事故ヲ生セシメタルトキハ保險給付ヲ爲サス

第六十一條 被保險者鬪争、泥酔若ハ著シキ不行跡ニ因リ又ハ故意ニ危害豫防ニ關スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ從ハサルニ因リ事故ヲ生セシメタルトキハ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサルコトヲ得

第六十二條 保險給付ヲ受クヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ期間保險給付ヲ爲サス

- 一 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ
 - 二 本法施行區域外ニ在ルトキ
 - 三 感化院其ノ他之ニ準スヘキモノニ入院セシメラレタルトキ
 - 四 監獄、留置場又ハ勞役場ニ拘禁又ハ留置セラレタルトキ
- 他ノ法令ノ規定ニ依リ國又ハ公共團體ノ負擔ニ於テ病院、病舎又ハ療養所ニ收容セラレタル者ニ對シテハ療養ノ給付ヲ爲サス

前項ニ掲クル者ニ付テハ第四十六條ノ規定ヲ準用ス

第六十三條 保險者ハ正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ハサル者ニ對シ之ニ支給スヘキ傷病手當金ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得

第六十四條 保險者ハ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得

第六十五條 保險者ハ必要アリト認ムルトキハ保險給付ヲ受クル者ノ診斷ヲ行フコトヲ得
保險者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ拒ミタル者ニ對シ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得

第六十六條 保險給付ノ支給期日ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

健康保險法 (費用ノ負擔)

一四

第六十七條 保險者ハ事故カ第三者ノ行爲ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保險給付ヲ爲シタルトキハ其ノ給付ノ價額ノ限度ニ於テ被保險者又ハ被保險者タリシ者カ第三者ニ對シテ有スル損害賠償請求ノ權利ヲ取得ス

第六十八條 保險給付ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ス

第六十九條 保險給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セス

第五章 費用ノ負擔

第七十條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一ヲ負擔ス

前項ノ規定ニ依ル國庫負擔金ノ總額カ被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超ユル場合ニ於テハ各健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ限度ニ至ル迄之ヲ減額スルモノトス

前項ニ規定スル被保險者ノ員數ノ計算ニ關テシハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十一條 保險者ハ健康保險事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保險料ヲ徵收ス
保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十二條 被保險者及被保險者ヲ使用スル事業主ハ各保險料額ノ二分ノ一ヲ負擔ス但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ全額ヲ負擔ス

第七十三條 業務ノ性質上事故多キ事業ニ使用セラルル被保險者又ハ少額ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ勅令ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ割合ヲ増加スルコトヲ得

第七十四條 被保險者ノ負擔スヘキ保險料額ハ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ規定スル制限ヲ超エテ保險料ヲ徵收スルコトヲ要スル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ事業主ノ負擔トス

第七十五條 健康保險組合ハ第七十二條若ハ前條ノ規定又ハ第七十三條ニ基キテ發スル勅令ノ規定ニ拘ラス其ノ規約ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ保險料額ノ負擔ノ割合ヲ増加スルコトヲ得

第七十六條 被保險者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ期間保險料ヲ徵收セス

一 傷病手當金又ハ出産手當金ノ支給ヲ受クルトキ

二 第六十二條第一項各號ノ一ニ該當スルトキ

第七十七條 事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ負擔スヘキ保險料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ負擔スル保險料ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七十八條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ納付スヘキ保險料ヲ被保險者ニ支拂フヘキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

健康保險法 (費用ノ負擔)

一五

第七十九條 保險料ノ納付期日ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 審査ノ請求、訴願及訴訟

第八十條 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ第一次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ第二次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

第八十一條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ不服アルモノハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八十二條 前條ノ規定ニ依ル訴願ノ提起アリタルトキハ主務大臣ハ第三次健康保險審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スヘシ

第八十三條 健康保險審査會ノ組織及審査ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十四條 第十一條ノ二ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八十五條 健康保險審査會ハ審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ訊問其ノ他ノ證

據調ヲ爲スコトヲ得

證據調ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ノ區裁判所ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

證據調ニ關シテハ民事訴訟法ノ證據調ニ關スル規定及民事訴訟費用法第九條及第十一條乃至第十三條ノ規定ヲ準用ス但シ健康保險審査會ノ爲ス證據調ニ關シテハ罰金ノ言渡ヲ爲シ又ハ勾引ヲ命スルコトヲ得ス

第八十六條 審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ審査ノ請求ニ付テハ訴願法第八條第三項ノ規定ヲ、訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第一百五十八條第二項及第一百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第七章 罰則

第八十七條 正當ノ理由ナクシテ第九條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ妨ケ又ハ其ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ答辯ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十八條 第八條ノ規定ニ依ル保險者ノ請求アリタル場合ニ於テ正當ノ理由ナクシテ報告ヲ爲サス虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ文書ノ提示ヲ拒ミタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

健康保險法 (罰則)

一八

第八十九條 健康保險組合ノ設立ヲ命セラレタル事業主正當ノ理由ナクシテ主務大臣ノ指定スル期日迄ニ設立ノ認可ヲ申請セサルトキハ其ノ手續ヲ遅延シタル期間其ノ負擔スヘキ保險料額ノ二倍ニ相當スル金額以下ノ過料ニ處ス

第九十條 健康保險組合カ第三十七條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ處分ヲ拒ミ若ハ妨ケタルトキハ其ノ役員ヲ百圓以下ノ過料ニ處ス

本法ニ基キテ發スル健康保險組合ニ關スル勅令ニ於テハ組合力之ニ違反シタル場合ニ於テ其ノ役員ヲ百圓以下ノ過料ニ處スル規定ヲ設クルコトヲ得

第九十一條 前二條ノ過料ニ付テハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第九十二條 事業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令中事業主ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理ハ又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス

第九十三條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則

(大正十五年三月
法律第三十四號)

本法ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(昭和四年三月
法律第二十號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第八十六條ノ改正規定中民事訴訟法ノ規定ノ準用ニ關スル部分ハ大正十五年法律第六十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和四年五月
勅令第四百十二號)

(昭和四年法律第二十號ハ昭和四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス)

附 則

(昭和九年三月
法律第十三號)

本令ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本法實施ノ爲ニ豫メ必要ナル事項ニ關シテハ昭和十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

●健康保險法施行令

(大正十五年六月三十日
勅令第二百四十三號)

改正 昭和二年三月勅令第三〇號 七月第二二〇號 昭和四年五月百四十三號
七月二百五十號 昭和九年十二月第四〇〇號

第一章 總 則

第一條 健康保險法第二條第一項ノ賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲クルモノヲ除ク

一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當

二 通動手當

三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金、給料又ハ俸給ノ額ノ決定ニ影響ナキモノ

四 其ノ他内務大臣ノ指定スルモノ

第二條 賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ全部又ハ一部カ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ保險官署ノ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス

前項ノ標準價額ハ其ノ地方ノ時價ニ依リ之ヲ定ム

健康保險組合ハ第一項ノ規定ニ拘ラス規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

健康保險法施行令 (總 則)

健康保險法施行令 (總則)

第三條 健康保險法第三條第一項ノ標準報酬ハ被保險者ノ報酬日額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬等級	標準報酬日額	報酬日額
第一級	三十錢	三十五錢未滿
第二級	四十錢	四十五錢未滿
第三級	五十錢	五十五錢未滿
第四級	六十錢	六十五錢未滿
第五級	七十錢	七十五錢未滿
第六級	八十錢	八十五錢未滿
第七級	一圓	一圓十五錢未滿
第八級	一圓三十錢	一圓四十五錢未滿
第九級	一圓六十錢	一圓七十五錢未滿
第十級	一圓九十錢	二圓十五錢未滿
第十一級	二圓二十錢	二圓三十五錢未滿

第十二級	二圓五十錢	二圓三十五錢以上
第十三級	二圓八十錢	二圓六十五錢以上
第十四級	三圓十錢	二圓九十五錢以上
第十五級	三圓五十錢	三圓二十五錢以上
第十六級	四圓	三圓七十五錢以上

第四條 標準報酬ハ毎年六月一日ノ現在ニ依リ之ヲ定メ七月一日ヨリ翌年六月三十日迄其ノ效力ヲ有ス但シ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ於ケル標準報酬ハ其ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定メ其ノ日ヨリ六月三十日迄其ノ效力ヲ有ス

被保險者ノ報酬ニ著シキ増減アリタルトキハ保險者ハ前項ノ規定ニ拘ラス標準報酬ノ變更ヲ爲スヘシ

健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラス引續キ従前ノ標準報酬ニ依ル

健康保險組合ハ第一項ノ規定ニ拘ラス標準報酬ノ決定ニ關シ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第五條 第三條ニ規定スル被保險者ノ報酬日額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

健康保險法施行令 (總則)

- 一 年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル年額ノ三百六十分ノ一
- 二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル月額ノ三十分ノ一
- 三 前二號ノ外一定ノ期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル其ノ報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額
- 四 日、時間、稼高又ハ積負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日前三月間ニ受ケタル額ノ九十分ノ一但シ現ニ使用セララルル事業ニ於テ報酬ヲ受ケタル期間三月ニ滿チサルトキハ其ノ地方ニ於テ同様ノ作業ニ從事シ同様ノ報酬ヲ受クル被保険者ノ報酬ニ付本號ノ規定ニ依リテ算定シタル額
- 五 前四號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ標準報酬決定ノ日前一年間ニ於テ受ケタル額ノ三百六十分ノ一但シ現ニ使用セララルル事業ニ於テ報酬ヲ受ケタル期間三百六十日ニ滿チサルトキハ其ノ受ケタル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額
- 六 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額
- 七 同時ニ二以上ノ業務ニ於テ報酬ヲ受クル場合ニ於テハ各業務ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額被保険者ノ報酬日額カ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額カ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス被保険者ニ於テ適當ノ方法ニ依リ之ヲ算定スヘシ

保險者カ健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第五條ノ二 健康保險法第十一條第一項ノ規定ニ依リ保險料其ノ他同法ノ規定ニ依ル徵收金納付ノ

督促ヲ爲サムトスルトキハ保險者ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スヘシ

督促狀ヲ發シタルトキハ督促手数料トシテ十錢ヲ徵收ス

第五條ノ三 前條ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徵收金額百圓ニ付一日三錢ノ割合ヲ以

テ納期限ノ翌日ヨリ徵收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徵收

ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付酌量スヘキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在

ラス

一 納入ノ告知書一通ノ徵收金額五圓未滿ナルトキ

二 納期ヲ繰上ケ徵收ヲ爲ストキ

三 納付義務者ノ住所及居所カ帝國内ニ在ラサル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達

ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金及督促手数料ヲ完納シタルトキハ延滞金ヲ徵收セス

第六條 健康保險法又ハ本令ノ規定ニ依リ事業主カ内務大臣ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ於テ政府カ事

業主ナルトキハ内務大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第七條 政府ノ事業ニ使用セララルル被保険者カ共済組合ノ組合員ナル場合ニ於テ其ノ組合ノ給付ノ

種類及程度ヲ内務大臣ニ於テ適當ナリト認メ其ノ組合ヲ指定シタルトキハ其ノ被保険者ニ對シテ

ハ健康保險法ノ規定ニ依ル保險給付ヲ爲サス

第八條 前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケサル者ニ付テハ保險料ハ之ヲ徵收セス

第二章 被保險者

第九條 臨時ニ使用セラルル者ノ中左ニ掲クル者ハ健康保險法第十三條但書又ハ第十五條第二項ノ規定ニ依リ被保險者タラサルモノトス但シ第一號ニ該當スル者所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ第二號若ハ第三號ニ該當スル者三十日ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 六十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者

二 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラルル者

三 日日雇入れラルル者

四 前各號ニ掲クルモノノ外内務大臣ノ定ムル者

第十條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タラムトスル申請ハ被保險者ノ資格喪失シタル日(繼續シテ保險給付ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日)ヨリ十日以内ニ之

ヲ爲スヘシ但シ保險者ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ノ申請ト雖之ヲ受理スルコトヲ得

第三章 健康保險組合

第一節 組合ノ設立

第十一條 事業主健康保險組合ヲ設立スル爲健康保險法第二十九條ノ同意ヲ求ムル場合ニ於テハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ同條ノ被保險者(健康保險法第三十條ノ場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者)全部ニ送付スヘシ

一 組合員タルヘキ者ノ範圍

二 組合ノ組織ノ概要

三 保險料ノ概要

四 保險給付ノ概要

五 其ノ他事業計畫ノ概要

健康保險法施行令 (保險組合)

第十二條 規約ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

- 一 組合ノ名稱
- 二 事務所ノ所在地
- 三 組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地
- 四 公示ノ方法
- 五 其ノ他組合ニ關シ重要ナル事項

第十三條 組合ハ其ノ名稱中ニ健康保險組合ナル文字ヲ用フヘシ

健康保險組合ニ非サルモノハ其ノ名稱中ニ健康保險組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ス

第十四條 組合設立ノ際ニ於テ定ムヘキ保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ事業主之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十五條 組合設立ノ認可ヲ爲シタルトキハ内務大臣ハ左ノ事項ヲ告示スヘシ

- 一 組合ノ名稱
- 二 事務所ノ所在地
- 三 組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地
- 四 認可ノ年月日

前項各號ノ事項ニ關スル規約ノ變更ヲ認可シタルトキハ内務大臣ハ其ノ事項ヲ告示スヘシ

第十六條 組合設立ノ認可アリタルトキハ事業主ハ遲滞ナク規約ヲ公示スヘシ規約ノ變更アリタル

トキ亦同シ

第十七條 組合設立ノ認可アリタルトキハ事業主ハ遲滞ナク組合會ヲ招集シ組合設立ノ經過、保險料率及初年度ノ收入支出豫算其ノ他重要ナル事項ヲ報告スヘシ

第十八條 組合設立後理事就職ニ至ル迄ハ事業主理事ノ職務ヲ行フ

第二節 組合ノ會議

第十九條 組合ニ組合會ヲ置ク

組合會ハ組合會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十條 議員ノ定數ハ十二人以上ノ偶數トシ其ノ半數ハ事業主ニ於テ事業主（若ハ其ノ代理人）及其ノ事業ニ使用セラルル者ノ中ニ就キ之ヲ選定シ他ノ半數ハ被保險者タル組合員ニ於テ之ヲ互選ス

第二十一條 議員就職シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公示スヘシ議員退職又ハ死亡シタルトキ亦同シ

第二十二條 議員ノ選舉ハ無記名投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

第二十三條 選舉人タル組合員議員ノ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ第二十一條ノ公示健康保險法施行令（保險組合）

ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ理事ニ申立ツルコトヲ得
前項ノ申立アリタルトキハ理事ハ二十日以内ニ之ヲ組合會ノ決定ニ付シ其ノ決定アリタルトキハ
遅滞ナク之ヲ公示スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ決定アリタル日ヨリ三十日以内ニ監督官廳ニ訴願スルコトヲ得此ノ場
合ニ於テハ健康保險組合ヲ訴願法ノ規定ニ依ル行政廳ト看做ス

議員ハ第二項ノ決定又ハ前項ノ訴願裁決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス

第二十四條 本令ニ規定スルモノノ外議員ノ定數、資格、任期、選定及選舉ニ關スル事項ハ規約ノ
定ムル所ニ依ル

第二十五條 組合會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

- 一 收入支出ノ豫算
- 二 事業報告及決算
- 三 收入支出豫算ヲ以テ定ムルモノノ外新ナル義務ノ負擔又ハ權利ノ拋棄
- 四 準備金ノ管理方法
- 五 準備金其ノ他重要ナル財産ノ處分
- 六 組合債
- 七 規約ノ變更
- 八 保険料率

九 訴願訴訟ノ提起及和解

十 其ノ他重要ナル事項

第二十六條 組合會ハ組合ノ事務ニ關スル書類ヲ檢閲シ、理事ノ報告ヲ請求シ又ハ事務ノ管理、議
決ノ執行及出納ヲ検査スルコトヲ得

組合會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ前項ノ組合會ノ權限ニ屬スル事項ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十七條 組合會ハ理事之ヲ招集ス

議員定數ノ三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ組合會招集ノ請求ヲ爲シタルトキハ理
事ハ七日以内ニ之ヲ招集スヘシ

組合會ノ招集ハ會議ノ目的タル事項ヲ示シ急施ヲ要スル場合ヲ除クノ外開會ノ日ヨリ少クトモ三
日前ニ之ヲ爲スヘシ

前二項ノ期間ニ付テハ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

組合會開會中急施ヲ要スル事項アルトキハ理事ハ直ニ之ヲ其ノ會議ニ付スルコトヲ得

組合會ハ理事之ヲ開閉ス

第二十八條 組合會ノ議長ハ理事長ヲ以テ之ニ充ツ

理事長故障アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ行フ

決算ノ認定ニ關スル會議ノ議長ハ前二項ノ規定ニ拘ラス理事以外ノ出席議員中ヨリ互選セラレタ
ル者ヲ以テ之ニ充ツ議長ハ會議ヲ總理シ議場ノ秩序ヲ保持ス

第二十九條 組合會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ第三十二條ノ除斥ノ爲半數ニ滿テサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十條 組合會ノ議事ハ出席議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十一條 規約變更ノ議事ハ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス

第三十二條 議長及議員ハ其ノ一身上ニ關スル事項ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ス但シ組合會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第三十三條 議員ハ自ラ會議ニ出席シ表決ヲ爲スヘシ病氣其他已ムヲ得サル事由ニ因リ會議ニ出席スルコト能ハサル議員ハ規約ノ定ムル所ニ依リ豫メ書面ヲ以テ出席議員ニ委任シテ表決ヲ爲スコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ之ヲ會議ニ出席シタルモノト看做ス

第三十四條 組合員ハ規約ニ定ムル特別ノ場合ヲ除クノ外組合會ノ會議ヲ傍聽スルコトヲ得

第三十五條 議員ハ其ノ職務ノ爲要スル旅費ノ支給ヲ組合ヨリ受クルコトヲ得

被保險者タル議員其ノ職務ヲ行フニ因リ平常ノ業務ニ對スル報酬ヲ受クルコトヲ得サル場合ニ於テハ其ノ補償ヲ組合ヨリ受クルコトヲ得

第一項ノ旅費及前項ノ補償ノ額及支給方法ハ規約ノ定ムル所ニ依ル

第三節 組合ノ役員

第三十六條 組合ニ理事ヲ置ク

理事ノ定數ハ四人以上ノ偶數トシ其ノ半數ハ事業主ノ選定シタル議員ニ於テ、他ノ半數ハ被保險者タル組合員ノ互選シタル議員ニ於テ之ヲ互選ス

理事ノ中一人ヲ理事長トシ事業主ノ選定シタル議員タル理事中ニ就キ理事之ヲ選舉ス

第三十七條 理事長ハ組合ヲ代表ス

理事長故障アルトキハ規約ノ定ムル所ニ依リ他ノ理事其ノ職務ヲ代理ス

第三十八條 組合ノ事務ハ理事ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ理事長ノ決スル所ニ依ル

第三十九條 組合會成立セス又ハ其ノ議決スヘキ事項ヲ議決セサルトキハ理事ハ監督官廳ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事項ヲ處置スルコトヲ得

第四十條 組合會ニ於テ議決スヘキ事項ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ組合會成立セサルトキ又ハ之ヲ招集スルノ暇ナキトキハ理事之ヲ專決スルコトヲ得

第四十一條 前二條ノ規定ニ依リ處置ヲ爲シタルトキハ理事ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ組合會ニ報告スヘシ

第四十二條 理事ハ規約、財産目錄、事業報告書、組合原簿及組合會ノ會議錄ヲ事務所ニ備フヘシ組合員前項ノ書類ノ閱覽ヲ求メタルトキハ理事ハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十三條 第二十一條、第二十四條及第三十五條ノ規定ハ理事及理事長ニ之ヲ準用ス

健康保險法施行令 (保險組合)

第四節 組合ノ財務

第四十四條 組合ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第四十五條 組合ハ毎會計年度收入支出ノ豫算ヲ調製シ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

豫算ヲ更正又ハ追加シタルトキ亦同シ

豫算ニ定メタル各款ノ金額ハ彼此流用スルコトヲ得ス

豫算ニ定メタル各項ノ金額ハ組合會ノ議決ヲ經テ之ヲ流用スルコトヲ得

第四十六條 組合ハ組合會ノ議決ヲ經テ繼續費ヲ設クルコトヲ得

第四十七條 組合ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシ

豫備費ハ規約ヲ以テ定メタル費途以外ノ費途ニ之ヲ充ツルコトヲ得ス

第四十八條 組合ニ於テ其ノ收入金ヲ收納スルハ翌年度五月三十一日、其ノ支出金ヲ支拂フハ翌年

度四月十五日限リトシ其ノ出納ヲ閉鎖ス

第四十九條 組合ハ保險料率ヲ變更セムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十條 組合ハ少クトモ保險給付ニ要シタル費用ノ前三年度ノ平均年額ニ相當スル額ニ達スル迄

毎年度ノ剩餘金中ヨリ該平均年額ノ百分ノ五以上ニ相當スル額(剩餘金カ該平均年額ノ百分ノ五

ニ達セザルトキハ其ノ全額ヲ準備金トシテ積立ツヘシ

前項ノ限度内ノ準備金ハ保險給付ニ要スル費用ニ不足ヲ生シタルトキニ非サレハ之ヲ使用スルコ

トゾ得ス

第五十一條 組合ハ準備金ノ管理方法ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十二條 準備金以外ノ財産ノ管理方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第五十三條 組合ハ支拂上現金ニ不足ヲ生シタルトキハ準備金ニ屬スル現金ヲ繰替使用スルコトヲ

得

前項ノ場合ニ於テ仍現金ニ不足アルトキハ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ繰替使用シタル金額及一時借入金ハ當該會計年度内ニ之ヲ返還スヘシ

第二項ノ一時借入金ヲ爲シ得ヘキ限度ハ毎年度監督官廳ノ認可ヲ受ヘシ

第五十四條 組合ハ組合債ヲ起シ、起債ノ方法、利息ノ定率若ハ償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更セ

ムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十五條 組合ハ重要ナル財産ノ處分ヲ爲サムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五節 組合ノ分合解散

第五十六條 組合合併又ハ分割ヲ爲サムトスルトキハ關係アル組合ノ組合會ニ於テ議員定數ノ四分ノ三

以上ノ多數ヲ以テ之ヲ議決シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ規約ノ變更ヲ要スルトキハ前項ノ議決ト共ニ之ヲ議決スヘシ

第五十七條 組合ノ分割ハ組合ノ設立アル事業ノ一部ニ付之ヲ爲スコトヲ得ス

健康保險法施行令 (保險組合)

一事業ニ於テ作業ノ場所ニ以上アル場合ニ於テハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ内務大臣ハ其ノ一又ハ二以上ノ場所ニ於ケル作業ヲ一事業ト看做スコトヲ得

第五十八條 分割ヲ爲ス場合ニ於テハ分割後存続スル組合又ハ分割ニ因リテ成立スル組合ノ被保險者タル組合員ノ員數ハ常時三百人以上タルヘキコトヲ要ス

第五十九條 合併ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ各組合ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十條 分割ニ依リテ成立スル組合ノ規約、保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ其ノ組合ノ組合員タルヘキ事業主之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十一條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ成立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス分割ニ因リテ成立シタル組合ハ分割ニ因リテ消滅シタル組合又ハ分割後存続スル組合ノ權利義務ノ一部ヲ承繼ス

前項ノ規定ニ依リ承繼スル權利義務ノ限度ハ分割ノ議決ト共ニ之ヲ議決シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十二條 組合ノ合併又ハ分割ノ認可ヲ爲シタルトキハ内務大臣ハ合併又ハ分割ニ因リテ成立又ハ消滅シタル組合及合併後存続スル組合ニ付左ノ事項ヲ告示スヘシ

一 組合ノ名稱

(一) 二辦事務所ノ所在地

三 組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地

四 認可ノ年月日

第六十三條 第十六條乃至第十八條ノ規定ハ合併又ハ分割ニ因リテ成立シタル組合ニ付之ヲ準用ス合併又ハ分割ノ際其ノ合併又ハ分割シタル組合ノ理事タリシ者カ、合併又ハ分割ニ因リテ成立シタル組合ノ組合員タル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ事業主ノ行フヘキ職務ハ其ノ理事タリシ者之ヲ行フ

第六十四條 組合解散ヲ爲サムトスルトキハ組合會ニ於テ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ議決シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十五條 組合ハ被保險者タル組合員ナキニ至ルモ其ノ欠缺カ一時的ナル場合ニ於テハ解散スルコトヲ要ス

第六十六條 組合解散シタルトキハ内務大臣ハ第六十二條ノ例ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第六十七條 組合ノ設立アル事業ヲ増減セムトスルトキハ編入又ハ削除セラルヘキ事業ノ事業主ノ全部及其ノ事業ニ使用セラルル被保險者ノ二分ノ一以上ノ同意アルコトヲ要ス

編入又ハ削除セラルヘキ事業ニ以上アル場合ニ於テハ前項被保險者ノ同意ハ各事業ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ於テ被保險者トアルハ健康保險法第十四條第一項ノ規定ニ依リ認可ノ申請ト同時ニ事業編入ニ關スル規約變更ノ認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者トス

第六十八條 第五十七條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十九條 事業ノ削除ヲ爲ス場合ニ於テハ削除後ニ於テモ組合ノ被保險者タル組合員ノ員數ハ常時三百人以上タルヘキコトヲ要ス

第七十條 組合カ第六十七條ノ同意ヲ求ムトスルトキハ事業ノ編入ノ場合ニ在リテハ第十一條各號ニ掲クル事項ヲ記載シタル書面ヲ、事業ノ削除ノ場合ニ在リテハ削除ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ編入又ハ削除ニ依リ組合員タル資格ヲ取得又ハ喪失スヘキ者ノ全部ニ送付スヘシ

第六節 組合ノ監督

第七十一條 內務大臣ハ組合會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

組合會解散ノ場合ニ於テハ一月以內ニ議員ノ選定及選舉ヲ爲スヘシ

七十二條 健康保險法第三十九條ノ規定ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間組合ノ役員タルコトヲ得ス

第七十三條 第二十三條第三項、第三十九條、第四十五條第一項、第四十九條、第五十一條、第五十三條第四項、第五十四條及第五十五條ニ於テ監督官廳トアルハ社會局長官トス

第四章 保險給付

第七十四條 健康保險法第四十三條第一項ノ療養ノ給付ノ範圍左ノ如シ

- 一 診察
- 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給
- 三 處置、手術其ノ他ノ治療
- 四 看護
- 五 被保險者ノ移送

前項第三號ノ給付ハ緊急ノ場合其ノ他保險者必要アリト認ムル場合ヲ除クノ外之ニ要スル費用一回二十圓ヲ以テ限度トス

第一項第四號及第五號ノ給付ハ保險者必要アリト認ムル場合ニ於テ爲スモノニ限ル

第七十五條 前條第一項第一號乃至第三號ノ給付ニ付テハ被保險者ハ保險者ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師中自己ノ選定シタル者ニ就キ之ヲ受クルコトヲ得但シ健康保險法第四十三條第三項ノ規定ニ依リ病院ニ收容セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

被保險者前項ノ規定ニ依リ醫師又ハ齒科醫師ヲ選定シタルトキハ保險者ノ承認アリタル場合ヲ除クノ外同一ノ疾病又ハ負傷ノ療養ニ付テハ之ヲ變更スルコトヲ得ス
保險者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ前項ノ承認ヲ拒ムコトヲ得ス

健康保險法施行令 (保險給付)

四〇

第七十六條 前條ニ規定スル醫師又ハ齒科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ被保險者ハ保險者ノ指定シタル者ニ就キ藥劑ヲ受クルコトヲ得

第七十七條 左ノ場合ニ於テハ健康保險法第四十四條ノ規定ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

- 一 保險者ニ於テ療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認メタルトキ
 - 二 被保險者カ保險者ノ承認ヲ受ケ其ノ指定セサル醫師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ被保險者ノ申請アリタルトキ
 - 三 被保險者カ緊急ノ場合ニ於テ保險者ノ指定セサル醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ手當ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ被保險者ノ申請アリタルトキ
- 健康保險組合ハ前項各號ノ外規約ヲ以テ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得ル場合ヲ定ムルコトヲ得

第七十八條 前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ノ給付ヲ爲ス場合ニ要スル額ヲ標準トシテ保險者之ヲ定ム

- 第七十九條 病院ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スヘキ傷病手當金ハ左ノ額トス
- 一 主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキ場合 標準報酬日額ノ百分ノ二十
 - 二 前號ニ掲クル者二人以内ナル場合 標準報酬日額ノ百分ノ四十
 - 三 第一號ニ掲クル者三人以上ナル場合 標準報酬日額ノ百分ノ六十

第八十條 出産手當金ハ被保險者カ分娩ノ日前二十八日、分娩ノ日以後四十二日以内ニ於テ勞務ニ服セザリシ期間之ヲ支給ス

分娩ノ日カ其豫定日ヨリ後レタルトキハ保險者ハ前項ノ分娩ノ日前ノ期間ヲ七日以内延長スルコトヲ得

第八十一條 産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保險者ニ對シ支給スヘキ分娩費ノ額ハ十圓トス

産院ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スル出産手當金ニ付テハ第七十九條ノ規定ヲ準用ス

第八十二條 分娩ニ關スル保險給付ハ分娩前一年内ニ於テ百八十日以上被保險タリシ者ニ非サレハ之ヲ爲サス但シ九十日以上被保險者タリシ者ニ對シテハ分娩費ヲ支給シ又ハ助産ノ手當ヲ爲ス

第八十三條 分娩ノ前後ニ保險者ニ變更アリタル場合ニ於テ各保險者ノ分娩ニ關スル保險給付ニ要スル費用ノ分擔額ハ其ノ給付ヲ受クル者カ分娩ノ豫定日前二百八十日目ヨリ分娩ノ日後四十二日迄ノ期間ニ於テ被保險者タリシ期間ノ割合ニ應シテ之ヲ算定ス

第八十四條 被保險者タリシ者分娩ニ關スル保險給付ヲ受クルニハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日以後百八十日以内ニ分娩シタルコトヲ要ス

第八十五條 疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ニ對シテハ之ヲ受クルコトヲ得ヘキ期間傷病手當金又ハ出産手當金ヲ支給セヌ但シ其ノ受クルコトヲ得ヘキ報酬ノ額カ傷病手當金又ハ出産手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額

健康保險法施行令 (保險給付)

四一

ヲ支給ス

第八十六條 前條ニ掲クル者其ノ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ全部又ハ一部ニ付其ノ全額ヲ受クルコト能ハサリシトキハ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全額、其ノ一部ヲ受クルコト能ハサリシ場合ニ於テ受ケタル額カ傷病手當金又ハ出産手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ額ト傷病手當金又ハ出産手當金トノ差額ヲ支給ス但シ前條但書ノ規定ニ依リ傷病手當金又ハ出産手當金ノ一部ヲ受ケタルトキハ其ノ額ヲ支給額ヨリ控除ス

第八十七條 健康保險法第六十二條第二項ニ掲クル者ニ對シ支給スヘキ傷病手當金ニ付テハ第七十九條ノ規定ヲ準用ス

第八十八條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ニ對シテハ保險者ハ百八十日以内ノ期間ヲ定メテ其ノ者ニ支給スヘキ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行爲アリタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ決定ハ保險者ニ於テ其ノ事實ヲ知りタルトキ遲滞ナク之ヲ爲シ本人ニ通知スヘシ
被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ拘ラス傷病手當金ヲ支給ス

前項ノ給付ヲ爲シタル期間ハ第一項ノ百八十日ノ期間ノ計算ニ付テハ之ヲ算入セス

第八十九條 傷病手當金及出産手當金ハ少クトモ毎月二回一定ノ期日ニ之ヲ支給スヘシ但シ毎月一

回報酬ノ支拂ヲ受クル被保險者ニ付テハ毎月一回其ノ報酬支拂ノ日ニ於テ之ヲ支給スルコトヲ得
療養費、埋葬料及分擔費ハ其ノ都度之ヲ支給スヘシ健康保險法第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ニ付亦同シ

第五章 費用ノ負擔

第九十條 健康保險組合ニ對シ交付スル國庫負擔金ニ付テハ概算拂ヲ爲スコトヲ得

前項ノ概算拂ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ムヘシ

第九十一條 健康保險法第七十條第一項ノ規定ニ依ル國庫負擔金算定ノ基礎タル保險給付ニ要スル費用ノ額ハ療養ノ給付、産院收容及助産ノ手當ニ直接要シタル金額並傷病手當金、出産手當金、分擔費、埋葬料、療養費及健康保險法第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給額ノ合算額トシ毎年度之ヲ計算ス但シ同法第四十八條ノ規定ニ依ル療養ノ給付ニ直接要シタル金額及同法第五十九條第一項ノ規定ニ依ル傷病手當金又ハ出産手當金ノ支給額ハ之ヲ算入セス
前項ノ療養ノ給付、産院收容又ハ助産ノ手當ニ要シタル器具、機械、建築物其ノ他ノ施設ニシテ其ノ效用二年以上ニ亘ルモノニ付テハ之ニ要シタル費用ヲ其ノ施設ノ豫定使用年數ニ應シ各年均等ニ分割シテ之ヲ計算ス

健康保險法施行令 (費用ノ負擔)

健康保險法施行令 (費用ノ負擔)

四四

第九十二條 健康保險法第七十條第二項ニ規定スル被保險者ノ員數ハ其ノ年度内ノ各月末ニ於ケル被保險者ノ總數ノ平均數トス

第九十三條 健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ノ總額カ被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超ユル場合ニ於テ各健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ノ額ハ健康保險法第七十條第二項ノ國庫負擔金ノ總額ノ限度ニ於テ各健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ額ニ應シ内務大臣之ヲ定ム

第九十四條 保險料額ハ一日ニ付各被保險者ノ標準報酬日額ニ保險料率ヲ乘シテ得タル額トス

第九十五條 保險料率ハ保險者之ヲ定ム

保險料率ハ各被保險者ニ付同一ナルコトヲ要ス但シ性質上事故多キ業務ニ使用セララル被保險者ニ付テハ其ノ業務ノ種類ニ從ヒ異ナル保險料率ヲ定ムルコトヲ得

第九十六條 性質上事故多キ業務ニ使用セララル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ内務大臣ハ事業主ノ負擔スヘキ割合ヲ保險料額ノ三分ノ二迄増加スルコトヲ得

第九十七條 第五條ノ規定ニ依リ算定シタル報酬日額五十五錢未満ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ事業主ノ負擔額ハ報酬日額五十五錢以上六十五錢未満ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付事業主ノ負擔スヘキ額ト同額トス但シ其ノ額カ保險料ノ全額ヲ超過スル場合ニ於テハ事業主ノ負擔額ハ保險料ノ全額トス

第九十八條 事業主ハ被保險者ニ對シ金錢ヲ以テ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スヘキ前月分ノ保險料ヲ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

事業主ハ被保險者カ其ノ事業ニ使用セラレサルニ至リタルトキニ限り前項ノ規定ニ拘ラス報酬支拂ノ際ニ於テ被保險者ノ負擔スヘキ前月分及其ノ月分ノ保險料ヲ控除スルコトヲ得

第九十九條 事業主ハ保險料ノ控除ニ關スル計算書ヲ作製シ被保險者ノ請求ニ應シテ閱覽セシムヘ

第一百條 毎月ノ保險料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スヘシ

保險者保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額カ當該納付義務者ノ納付スヘキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ對スル納入ノ告知ハ其ノ告知ヲ爲シタル後六月以内ノ期日ニ於テ納入セラルヘキ保險料ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納入ノ告知ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ保險者ハ其ノ旨ヲ當該納付義務者ニ通知スヘシ

第一百一條 健康保險組合ハ第九十八條又ハ前條ノ規定ニ拘ラス規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第一百一條ノ二 保險料納付義務者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納期前ト雖モ保險料ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得

- 一 國稅、府縣稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ依リ滯納處分ヲ受クルトキ
- 二 被保險者ノ使用セララル工場又ハ事業場廢止シタルトキ
- 三 強制執行ヲ受クルトキ
- 四 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

健康保險法施行令 (費用ノ負擔)

四五

健康保險法施行令（審査ノ請求及訴願）

- 五 競賣ノ開始アリタルトキ
- 六 法人カ解散ヲ爲シタルトキ

第六章 審査ノ請求及訴願

第一節 健康保險審査會ノ組織

第二百二條 健康保險審査會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ健康保險法第八十條及第八十二條ノ審査ヲ爲ス

第二百三條 健康保險審査會ハ第一次健康保險審査會第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會

トス

健康保險審査會ノ名稱、位置及管轄區域ハ内務大臣之ヲ定ム

第二百四條 健康保險審査會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百五條 第一次健康保險審査會ノ會長ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ第六條第一項第一號ノ委員中ヨ

リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第二次健康保險審査會ノ會長ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内務部内ノ高等官中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第三次健康保險審査會ノ會長ハ社會局長官ヲ以テ之ニ充ツ

第六條 第一次健康保險審査會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 官吏、公吏又ハ學識經驗アル者 二人又ハ三人

二 被保險者ヲ使用スル事業主 二人又ハ三人

三 被保險者 二人又ハ三人

第二次健康保險審査會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 官吏、公吏又ハ學識經驗アル者 三人

二 被保險者ヲ使用スル事業主 三人

三 被保險者 三人

第三次健康保險審査會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 官吏、公吏又ハ學識經驗アル者 五人

二 被保險者ヲ使用スル事業主 五人

三 被保險者 五人

前三項ニ於テ被保險者ヲ使用スル事業主トアルハ事業主カ國又ハ公共團體ナル場合ニ於テハ關係官吏又ハ公吏、其ノ他ノ法人ナル場合ニ於テハ業務ヲ執行スル社員若ハ役員又ハ支配人トス

第一項ノ委員ニ付テハ同項各號ニ該當スル者各同數タルコトヲ要ス

第七條 道廳又ハ府縣（東京府ニ在リテハ警視廳以下之ニ同シ）ノ官吏ニシテ主トシテ健康保險ノ

健康保險法施行令（審査ノ請求及訴願）

健康保險法施行令（審査ノ請求及訴願）

事務ニ従事スル者ハ健康保險審査會ノ委員タルコトヲ得ス

健康保險審査會ノ委員ハ他ノ健康保險審査會ノ委員ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第八條 第一次健康保險審査會ノ委員ハ内務大臣之ヲ命シ第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會ノ委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第九條 委員ノ任期ハ官吏又ハ公吏トシテ委員タル者ヲ除クノ外三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケス

第十條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル

會長事故アルトキハ會長ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第十一條 健康保險審査會ニ幹事ヲ置ク

第一次健康保險審査會ノ幹事ハ道廳又ハ府縣ノ官吏中ヨリ内務大臣之ヲ命シ第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會ノ幹事ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内務部内ノ高等官中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十二條 健康保險審査會ニ書記ヲ置ク

第一次健康保險審査會ノ書記ハ道廳又ハ府縣ノ判任官中ヨリ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）之ヲ命シ、第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會ノ書記ハ社會局ノ判任官中ヨリ内務大臣之ヲ命ス

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二節 健康保險審査會ノ審査手續

第十三條 審査ハ保險給付ニ關スル決定又ハ保險料其ノ他健康保險法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分ヲ爲シタル保險官署又ハ健康保險組合ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル健康保險審査會ニ於テ之ヲ爲ス

第十四條 審査ハ委員定數ノ半数以上出席シ且第六條第一項乃至第三項各號ノ委員各一人以上出席スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ同一ノ事件ニ付招集再回ニ及フ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 審査ハ出席委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十六條 審査ハ文書ニ就キ之ヲ爲ス但シ必要アリト認ムルトキハ口頭審問ヲ爲スコトヲ妨ケス前項但書ノ規定ニ依リ口頭審問ヲ爲ス爲出頭ヲ命セラレタル場合ニ於テ已ムコトヲ得サル事故ノ爲出頭スルコトヲ得サルトキハ當事者ハ其ノ法定代理人親族又ハ同居者ヲシテ代リテ出頭セシムルコトヲ得

口頭審問ノ爲出頭シタル當事者及之ニ代リテ出頭シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ旅費ヲ給スルコトヲ得

第十七條 審査ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ事件カ審査ノ請求ヲ爲スヘカラサルモノナルトキ健康保險法施行令（審査ノ請求及訴願）

健康保險法施行令 (雜則)

五〇

又ハ審査ノ請求カ適法ノ手續ニ違反シタルモノナルトキハ健康保險審査會ハ決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ

審査ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ事件カ管轄達ナルトキハ之ヲ所轄健康保險審査會ニ移送スヘシ

審査ノ請求ニシテ手續ノ方式ニ欠缺アルモノハ健康保險審査會之ヲ補正セシムヘシ

第百十八條 審査ハ之ヲ公開セス但シ口頭審問ハ之ヲ公開ス

口頭審問ヲ爲ス場合ニ於テ議長必要アリト認ムルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス傍聽ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

第百十九條 保險官署ノ職員其ノ他關係官吏ハ健康保險審査會ノ請求ニ依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ會議ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第百二十條 事件ノ一部カ審査ノ決定ヲ爲スニ熟スルトキハ其ノ部分ニ付先ツ決定ヲ爲スコトヲ得

第百二十一條 審査ノ決定ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第百二十二條 審査請求人審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ其ノ承繼人ニ於テ審査請求手續ヲ受繼クモノトス

第百二十三條 本節ニ規定スルモノノ外審査ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第三節 雜則

第百二十四條 削除

第百二十五條 健康保險法第八十一條ノ規定ニ依ル訴訟ニ關シテハ健康保險組合ヲ訴訟法ノ規定ニ依ル行政廳ト看做ス

附則

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際ニ限り第四條第一項但書中資格ヲ取得シタル日ノ現在トアルハ大正十五年十一月一日ノ現在トス但シ大正十五年十一月二日以後ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

政府ノ事業ニ使用セララルル官吏又ハ待遇官吏ニ付テハ當分ノ内内務大臣ハ之ヲ健康保險ノ被保險者ト爲ササルコトヲ得

附則

(昭和二年三月勅令第三十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

健康保險法施行令 (附則)

健康保險法施行令 (附則)

附 則

(昭和二年七月勅令第二百二十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(昭和四年五月勅令第四百十三號)

本令ハ昭和四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(昭和四年七月勅令第二百五十號)

本令ハ昭和四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(昭和九年十二月勅令第四百號)

本令ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●健康保險法施行規則

(大正十五年七月一日
內務省令第三十六號)

改正 昭和二年十月內務省令第四〇號

三年四月第十二號 四年六月第十八號

四年七月第二十九號

九年十二月第三十九號

第一章 總 則

第一條 政府ノ管掌スル保險ハ健康保險法第十三條又ハ同法第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ其ノ被保險者ノ使用セラルル工場、事業場又ハ工場若ハ事業場ナキ事業ニ在リテハ事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)ニ於テ、同法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ其ノ被保險者ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ニ於テ之ヲ掌ル

第二條 被保險者同時ニ二以上ノ業務ニ使用セラルル場合ニ於テ被保險者二以上アルトキ又ハ其ノ使用セラルル工場、事業場又ハ工場若ハ事業場ナキ事業ニ在リテハ事務所力異リタル道府縣ニ在ルトキハ被保險者ハ其ノ保險ヲ掌ルヘキ地方長官又ハ健康保險組合ヲ定メ其ノ旨ヲ其地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

地方長官又ハ健康保險組合前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ關係アル地方長官又ハ健康保險組合ニ之ヲ通知スヘシ

健康保險法施行規則 (總 則)

第三條 事業主ハ毎年六月一日現在ニ依リ被保險者ノ報酬日額算定ノ基礎ヲ様式第一號ニ依リ同月十日迄ニ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第四條 被保險者ノ報酬ニ著シキ増減アリタルトキハ事業主ハ様式第一號ニ準シ遲滞ナク其ノ旨ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第五條 前二條、第十條第一項又ハ第十一條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ地方長官又ハ健康保險組合ハ被保險者ノ標準報酬ヲ決定シ遲滞ナク之ヲ事業主ニ通知スヘシ標準報酬ヲ變更シタルトキ亦同シ

事業主前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ被保險者ニ告知スヘシ

第六條 保險官署ノ官吏又ハ吏員保險事故ノ生シタル作業ノ場所ニ臨檢スル場合ニ於テハ様式第二號ニ依ル臨檢證ヲ携帯スヘシ

第六條ノ二 健康保險法施行令第五條ノ二ノ規定ニ依リ發スル督促狀ハ様式第二號ノ二ニ依ル

第六條ノ三 廳府縣ノ官吏滯納處分ノ爲財産ノ差押ヲ爲ス場合ニ於テ示スヘキ其ノ命令ヲ受ケタル官吏タルノ證票ハ様式第二號ノ三ニ依ル

第六條ノ四 健康保險法第十一條ノ四ノ規定ニ依ル公告ハ道府縣廳(東京府ニ在リテハ警視廳以下之ニ同シ)、北海道廳出張所又ハ健康保險組合ノ事務所ニ之ヲ爲スヘシ

第七條 健康保險法施行令第九十九條ノ規定ニ依ル保險料ノ控除ニ關スル計算書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ工場、事業場又ハ工場若ハ事業場ナキ事業ニ在リテハ事務所毎ニ之ヲ備フヘシ

一 被保險者ノ氏名

二 控除シタル保險料ノ金額

三 控除シタル年月日

第八條 事業主ハ保險ニ關スル書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ二年間保存スヘシ

第八條ノ二 第三條、第四條、第五條第二項、第十條、第十一條、第十七條、第十九條、第二十條第二十三條第三項及第五項、第二十三條ノ二第一項及第二項、第四十五條第四項、第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項、第六十二條第二項及第六十四條ノ規定ニ依リ事業主ノ爲スヘキ事項ニ付テハ事業主ハ豫メ代理人ヲ選任シ之ヲ處理セシムルトヲ得

前項ノ規定ニ依リ事業主代理人ヲ選任シタルトキハ地方長官又ハ健康保險組合ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第八條ノ三 事業主又ハ被保險者カ地方長官又ハ健康保險組合ニ對シ届出、申請又ハ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ様式ノ定アルモノヲ除キ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ届書、申請書又ハ請求書ニ添附スヘキ書類ハ届出、申請又ハ請求ノ際之ヲ提出スヘシ但シ被保險者ニ於テ其ノ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

口頭ヲ以テ届出、申請又ハ請求シタルモノアル場合ニ於テ地方長官又ハ健康保險組合必要アリト認ムルトキハ其ノ届出、申請又ハ請求ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ作製シ讀聞カセタル上之ニ記名

調印セシムヘシ

第九條 保險者ニ於テ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲ニ爲スコトヲ得ル施設左ノ如シ

- 一 保健ニ關スル宣傳
- 二 傷病ノ豫防ニ關スル施設
- 三 健康診斷ニ關スル施設
- 四 保養ニ關スル施設
- 五 前各號ニ掲クルモノノ外保險者ニ於テ必要アリト認ムル施設

第二章 被保險者

第十條 被保險者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ事業主ハ様式第四號ニ依リ五日以内ニ之ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者アルトキハ事業主ハ様式第五號ニ依リ五日以内ニ之ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第十一條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者カ同法第十三條若ハ同法第十五條ノ規定ニ依

ル被保險者トナリタルトキハ事業主ハ様式第四號ニ準シ五日以内ニ之ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第十二條 被保險者同時ニ二以上ノ業務ニ使用セラルトキハ其ノ各業務ニ付左ニ掲クル事項ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

一 事業主ノ氏名及住所

二 工場、事業場又ハ工場若ハ事業場ナキ事業ニ在リテハ事務所ノ名稱及所在地

第十三條 健康保險法第十四條第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ同條第二項ノ規定

ニ依ル同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類ヲ添附スヘシ

一 事業ノ名稱及種類

二 工場、事業場又ハ工場若ハ事業場ナキ事業ニ在リテハ事務所ノ名稱及所在地

三 被保險者ト爲ルヘキ者ノ員數

健康保險法第十四條第一項ノ認可ノ申請ト同時ニ其ノ事業ニ付健康保險組合ノ設立又ハ事業ノ編入ニ關スル規約變更ノ認可申請アル場合ニ於テハ前項ノ申請書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第十四條 健康保險法第十九條第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ同條第二項ノ規定

ニ依ル同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類ヲ添附スヘシ

一 事業ノ名稱及種類

二 工場、事業場又ハ工場若ハ事業場ナキ事業ニ在リテハ事務所ノ名稱、所在地及被保險者證ノ

健康保險法施行規則 (被保險者)

記號

- 三 被保險者ノ員數
- 四 組合ノ設立アル場合ニ於テハ其ノ組合ノ名稱及所在地並其ノ組合力解散スヘキモノナルトキハ其ノ旨

第十五條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依リ繼續シテ被保險者ト爲ルコトノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 住所
- 二 資格喪失ノ年月日
- 三 資格喪失ノ際使用セラレタル工場、事業場又ハ事業ノ名稱及被保險者證ノ記號
- 四 資格喪失後繼續シテ保險給付ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル年月日
- 五 健康保險法施行令第十條ノ期限經過後申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ事由
- 六 資格喪失ノ際ニ屬シタル廳府縣(北海道廳健康保險出張所ノ分掌ニ屬シタルトキハ其ノ出張所名)又ハ健康保險組合ノ名稱

第十六條 健康保險法第二十一條ニ規定スル猶豫期間ハ健康保險法施行令第百條ニ規定スル納付期日經過後十日トス

第十七條 被保險者健康保險法第六十二條第一項各號ノ一ニ該當シ又ハ該當セサルニ至リタルトキハ事業主ハ左ニ掲クル事項ヲ五日以内ニ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

- 一 被保險者ノ氏名
 - 二 被保險者證ノ記號及番號
 - 三 該當ノ事實及該當シ又ハ該當セサルニ至リタル年月日
- 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者又ハ被保險者ノ資格喪失後保險給付ヲ受クル者健康保險法第六十二條第一項各號ノ一ニ該當シ又ハ該當セサルニ至リタルトキハ其ノ者ニ於テ前項ノ例ニ依リ之ヲ届出ツヘシ

第十八條 事業主ニ變更アリタルトキハ事業主及事業主タリシ者連署ヲ以テ左ニ掲クル事項ヲ五日以内ニ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

- 一 事業ノ種類及新舊名稱
 - 二 工場、事業場又ハ工場若ハ事業場ナキ事業ニ在リテハ事務所ノ所在地及被保險者證ノ記號
 - 三 變更ノ年月日及事由
 - 四 事業主及事業主タリシ者ノ氏名及住所
- 事業ノ一部ニ付事業主ノ變更アリタル場合ニ於テハ前項各號ノ外被保險者ノ氏名並被保險者證ノ記號及番號ヲ届出ツヘシ

第十九條 健康保險法第十三條ノ工場又ハ事業カ同條ノ規定ニ該當セサルニ至リタルトキハ事業主ハ左ニ掲クル事項ヲ五日以内ニ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

- 一 工場又ハ事業ノ名稱
- 健康保險法施行規則 (被保險者)

健康保險法施行規則 (被保險者)

二 被保險者證ノ記載

三 該當セサルニ至リタル年月日及事由

第二十條 左ニ掲クル事項ニ變更アリタルトキハ事業主ハ變更ノ事項及年月日ヲ五日以内ニ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

一 事業ノ名稱又ハ種類

二 事業主ノ氏名又ハ住所

三 工場、事業場又ハ工場若ハ事業場ナキ事業ニ在リテハ事務所ノ名稱、所在地又ハ種類

四 被保險者ノ氏名

第二十條ノ二 事業主被保險者ノ勤務スル工場、事業場又ハ事務所ヲ變更シタルトキハ左ニ掲クル事項ヲ五日以内ニ變更後ノ工場、事業場又ハ事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

一 被保險者證ノ記載及番號

二 變更前ノ工場、事業場又ハ事務所ノ名稱及所在地

三 變更後ノ工場、事業場又ハ事務所ノ名稱及所在地

四 變更シタル年月日

五 報酬ニ異動アリタルトキハ其ノ内容(様式第四號「報酬日額算定基礎」欄ノ記載ニ準ス)

第二十三條ノ二ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ被保險者ノ變更アリタルトキハ届出ヲ受ケタル被保險者ハ従前ノ被保險者ニ對シ被保險者ノ勤務ノ場所ニ變更アリタル旨及變更ノ年月日ヲ通知スヘシ此ノ場合ニハ返納アリタル被保險者證ヲ添付スヘシ

第二十一條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者其ノ氏名又ハ住所ヲ變更シタルトキハ變更ノ事項及年月日ヲ五日以内ニ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

被保險者道府縣ニ涉リ住所ヲ變更シタルトキハ前項ノ届出ハ各地方長官ニ對シ之ヲ爲スヘシ

第二十二條 第十條第一項又ハ第十一條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ地方長官又ハ健康保險組合ハ其ノ被保險者ノ被保險者證ノ記載及番號ヲ遲滞ナク事業主ニ通知スヘシ其ノ記載及番號ヲ變更シタルトキ亦同シ

第二十三條 地方長官又ハ健康保險組合ハ様式第六號ニ依ル被保險者證ヲ被保險者ニ交付スヘシ地方長官又ハ健康保險組合被保險者證ヲ交付セムトスルトキハ之ヲ被保險者ヲ使用スル事業主ニ送付スヘシ但シ被保險者健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ナル場合ニ於テハ之ヲ被保險者ニ送付スヘシ

前項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ送付アリタルトキハ事業主ハ遲滞ナク之ヲ被保險者ニ交付スヘシ被保險者證ノ第一面ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ其ノ改訂ヲ受クル爲被保險者ハ遲滞ナク之ヲ事業主ニ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ提出アリタルトキハ事業主ハ遲滞ナク其ノ改訂ヲ爲シ被保險者ニ健康保險法施行規則 (被保險者)

返付スヘシ

健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者(健康保險組合ニ屬スル者ヲ除ク)道府縣ニ涉リ住所ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク被保險者證ヲ地方長官ニ提出シテ其ノ改訂ヲ受クヘシ
被保險者證ヲ滅失若ハ毀損シタルトキ又ハ被保險者證ニ餘白ナキニ至リタルトキハ被保險者ハ遲滯ナク被保險者證ヲ添へ(滅失ノ場合ヲ除ク)其ノ旨ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第二十三條ノ二 被保險者其ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ其ノ保險者ニ變更アリタルトキハ事業主ハ遲滯ナク被保險者證ヲ回收シ之ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ返納スヘシ但被保險者健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タル場合ニ於テハ其ノ者ニ於テ五日以内ニ之ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ返納スヘシ

被保險者ノ資格喪失ニ因リ事業主ノ返納スヘキ被保險者證ハ之ヲ資格喪失届ニ添附スヘシ但シ已ムヲ得サル事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ資格喪失届ニ附記スヘシ
被保險者(健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク)其ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ其ノ保險者ニ變更アリタルトキハ其ノ被保險者證ヲ五日以内ニ事業主ニ提出スヘシ但シ資格喪失後引續キ保險給付ヲ受クル者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
被保險者ノ資格喪失後引續キ保險給付ヲ受クル者ハ第一項ノ規定ニ拘ラス其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ返納スヘシ

第一項ノ資格喪失ノ原因死亡ナルトキ又ハ第三項ノ規定ニ依リ被保險者證ヲ提出スヘキ者若ハ前項ノ規定ニ依リ被保險者證ヲ返納スヘキ者死亡シタルトキハ埋葬料又ハ健康保險法第四十九條第二項若ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受クヘキ者ニ於テ其ノ請求ノ際被保險者證ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ返納スヘシ

第三章 健康保險組合

第二十四條 健康保險組合設立ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ但シ健康保險法第三十二條ノ規定ニ依リ組合設立ノ認可申請ヲ爲ス場合ニ於テハ第五號及第六號ノ書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

- 一 規約
 - 二 事業計畫書
 - 三 保険料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面
 - 四 初年度ノ收入支出ノ豫算
 - 五 健康保險法施行令第十一條ノ書面ノ寫(被保險者ニ送付ノ年月日ヲ記載スルコト)
- 健康保險法施行規則 (保險組合)

六 組合ノ設立ニ付健康保險法第二十九條第一項ノ同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類

第二十五條 健康保險法又ハ之ニ基ク命令ノ規定ニ依リ組合ニ於テ監督官廳ノ認可ヲ受クヘキ事項

カ組合會ノ議決ヲ經タルモノナルトキハ申請書ニ其ノ會議錄ノ寫ヲ添附スヘシ
認可申請ヲ爲スヘキ事項カ健康保險法施行令第四十條ノ規定ニ依リ理事專決シタルモノナルトキ

ハ申請書ニ專決ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

第二十六條 組合合併ノ認可申請書ニハ合併スル各組合ノ名稱及被保險者ノ員數並合併後存続スル

組合又ハ合併ニ因リテ成立スル組合ノ名稱ヲ記載シ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

一 合併後ニ於ケル事業計畫書

二 認可申請前一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル各組合ノ財産目錄

三 合併ニ因リテ成立スル組合アル場合ニ於テハ其ノ組合ノ規約、保險料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面並初年度ノ收入支出ノ豫算

合併後存続スル組合アル場合ニ於テハ合併ニ伴フ規約變更ノ認可申請ハ合併ノ認可申請ト同時ニ之ヲ爲スヘシ

第二十七條 組合分割ノ認可申請書ニハ分割スル組合、分割後存続スル組合及分割ニ因リテ成立スル組合ノ名稱及被保險者ノ員數ヲ記載シ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

一 分割後ニ於ケル各組合ノ事業計畫書

二 認可申請前一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル分割スル組合ノ財産目錄

三 分割ニ因リテ成立スル組合ノ承繼スル權利義務ノ限度ヲ示シタル書面

四 分割ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保險料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面並初年度ノ收入支出ノ豫算

前條第二項ノ規定ハ分割後存続スル組合ノ分割ニ伴フ規約變更ノ認可申請ニ之ヲ準用ス

第二十八條 組合解散ノ認可申請書ニハ解散スル組合ノ名稱及被保險者ノ員數ヲ記載シ認可申請前一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル財産目錄ヲ添附スヘシ

第二十九條 被保險者タル組合員常時ナキニ至リタル爲組合解散シタルトキハ其ノ事由、組合ノ名稱及解散ノ年月日ヲ理事タリシ者ニ於テ遲滞ナク内務大臣ニ届出ツヘシ
前項ノ届書ニハ解散ノ日ノ現在ニ依リ調製シタル財産目錄ヲ添附スヘシ

第三十條 組合ノ設立アル事業ノ編入又ハ削除ニ關スル規約變更ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

一 規約變更後ニ於ケル事業計畫書

二 健康保險法施行令第七十條ノ書面ノ寫(保險者ニ送付ノ年月日ヲ記載スルコト)

三 事業ノ編入又ハ削除ニ付健康保險法施行令第六十七條第一項ノ同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類

第三十一條 組合合併又ハ分割シタル場合ニ於テハ理事又ハ理事タリシ者ハ其ノ組合員タリシ被保險者ノ保險ヲ管掌スル組合ノ理事ニ對シ遲滞ナク其ノ事務ノ引繼ヲ爲スヘシ

健康保險法施行規則 (保險組合)

六六

事務引繼完了シタルトキハ引繼ヲ爲シタル者及引繼ヲ受ケタル者連署ノ上完了ノ日ヨリ五日以内ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第三十二條 前條ノ規定ハ組合解散シタル場合及組合其ノ組合ノ設立アル事業ヲ削除シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十三條 組合會ノ會議録ニハ議長及出席議員二人以上之ニ署名スヘシ

第三十四條 收入支出ノ豫算ハ様式第七號ニ依リ之ヲ調製シ毎年二月末日迄ニ認可申請ヲ爲スヘシ

第三十五條 保險料率ノ認可申請書ニハ計算ノ基礎ヲ示シタル書面ヲ添附スヘシ

第三十六條 決算ハ様式第七號ニ依リ、事業報告ハ様式第八號ニ依リ之ヲ調製シ年度經過後四月以内ニ組合會ノ認定ニ付スヘシ

決算及事業報告ハ組合會ノ認定ヲ經タル後遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

前二項ノ規定ニ依リ事業報告ヲ組合會ノ認定ニ付シ又ハ地方長官ニ届出ツル場合ニ於テハ之ニ年度末現在ニ依リ調製シタル財産目錄ヲ添附スヘシ

第三十七條 財産目錄ハ様式第九號ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第三十八條 組合ハ事業報告ニ付組合會ノ認定ヲ經タルトキハ年度末現在ニ依リ調製シタル財産目錄ト共ニ之ヲ公示スヘシ

第三十九條 削除

第四十條 組合ハ様式第十號ニ依リ毎月ノ事業狀況ヲ翌月十五日迄ニ地方長官ニ報告スヘシ

第四十一條 組合原簿ハ様式第十一號ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第四十二條 組合ハ被保險者臺帳、歳入簿、歳出簿及現金出納簿ヲ備フヘシ

前項ノ帳簿ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第四十三條 組合ニ於テ組合員ノ權利義務ニ關スル規定ヲ定メ又ハ改廢シタルトキハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ報告シ且組合員ニ周知セシムヘシ

第四十四條 理事長就職、退職又ハ死亡シタルトキハ組合ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第四章 保險給付

第四十五條 被保險者療養ノ給付ヲ受ケムトスルトキハ保險者ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師(以下保險費ト稱ス)ニ之ヲ申出ツヘシ

前項ノ申出ヲ爲ス場合ニ於テハ被保險者ハ被保險者證ヲ其ノ保險費ニ提出スヘシ但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク被保險者證ヲ其ノ保險費ニ提出スヘシ

健康保險法施行規則 (保險給付)

六七

第一項ノ申出ヲ爲ス場合ニ於テ疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ被保險者ハ之ニ關スル事業主ノ證明書ヲ提出スヘシ

健康保險法第四十八條第一項ノ規定ニ依リ繼續シテ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得ル者療養ノ給付ヲ受ケムトスルトキハ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得ルモノナルコトヲ保險者ニ於テ承認シタル書面ヲ提出シテ之ヲ保險醫ニ申出ツヘシ

第四十六條 保險醫被保險者ニ對シ療養ヲ爲ササルニ至リタルトキハ遲滯ナク被保險者證ヲ被保險者ニ返還スヘシ但シ其ノ被保險者死亡シタルトキハ埋葬料又ハ健康保險法第四十九條第二項若ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受クヘキ者ニ之ヲ返還スヘシ

保險醫前項ノ規定ニ依リ被保險者證ヲ返還スルトキハ被保險者證ノ第二面ニ掲クル事項ヲ之ニ記載スヘシ

第一項ノ場合ニ於テ保險醫第四十七條第一項ノ規定ニ依リ療養證明書ヲ交付シタルモノナルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラス其ノ療養證明書ノ全部返納アリタルトキ被保險者證ヲ返還スヘシ但シ保險醫變更ノ場合ニ於テハ此限ニ在ラス

第四十七條 保險醫ノ療養ヲ受クル被保險者同時ニ他ノ保險醫ニ就キ療養ヲ受クルノ必要アルトキハ被保險者證ヲ保管スル保險醫ニ就キ様式第十三號ニ依ル療養證明書ノ交付ヲ受クヘシ前項ノ療養證明書ハ之ヲ被保險者證ト看做シ前二條ノ規定ヲ適用ス

被保險者保險醫ヨリ療養證明書ノ返還ヲ受ケタルトキハ之ヲ交付シタル保險醫(保險醫變更ノ場合)

合ニ於テハ變更後ノ保險醫)ニ還滯ナク返納スヘシ

第四十八條 被保險者保險醫變更ノ爲被保險者證又ハ療養證明書ノ返還ヲ受ケムトスルトキハ保險醫變更ニ付地方長官又ハ健康保險組合ノ承認アリタルコトヲ證スル書面ヲ當該保險醫ニ提示スヘシ

第四十九條 被保險者ノ療養ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險醫ハ地方長官又ハ健康保險組合ノ承認ヲ受ケ他ノ保險醫ノ診療ヲ求ムルコトヲ得

緊急ノ必要アリト認ムルトキハ保險醫ハ前項ノ規定ニ拘ラス直ニ他ノ保險醫ノ診療ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ診療後遲滯ナク其事由ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ報告スヘシ

第五十條 保險醫被保險者ヨリ処方箋ヲ求メラレタルトキハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

被保險者ニ對シ処方箋ヲ交付スル場合ニ於テハ保險醫ハ様式第十四號ニ依リ之ヲ作製スヘシ

第五十一條 被保險者前條ノ規定ニ依ル処方箋ニ依リ藥劑ノ支給ヲ受ケムトスルトキハ保險者ノ指定シタル藥劑師(以下保險藥劑師ト稱ス)ニ之ヲ提出スヘシ

第五十二條 療養ノ給付ヲ受クル疾病又ハ負傷カ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ被保險者ハ其ノ事實、第三者ノ氏名及住所(氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨)並疾病又ハ負傷ノ狀況ヲ遲滯ナク地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第五十三條 被保險者健康保險法施行令第七十七條第一項第一號ノ規定ニ依リ療養費ノ支給ヲ受ケ

健康保險法施行規則 (保險給付)

- ムトズルトキハ左ニ掲クル事項ヲ届出ツヘシ
 - 一 被保險者證ノ記號及番號
 - 二 發病又ハ負傷ノ年月日及原因
 - 三 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナリヤ否ヤノ別
 - 四 疾病又ハ負傷ノ經過
 - 五 療養ノ給付ヲ受クルコト困難ナル事由
 - 五ノ二 被保險者醫師又ハ齒科醫師ニ就キ診療ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ醫師又ハ齒科醫師ノ氏名及住所並診療ノ内容、期間及之ニ要シタル費用ノ額
 - 六 疾病又ハ負傷カ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ其ノ事實並第三者ノ氏名及住所 (氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨)
- 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ之ニ關スル事業主ノ證明書ヲ前項ノ届書ニ添附スヘシ
- 被保險者特別ノ事情ニ因リ前項ノ證明書ヲ受ケタルコトヲ得サルトキハ届書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ
- 被保險者醫師又ハ齒科醫師ニ就キ診療ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ診療ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證憑書類ヲ第一項ノ届書ニ添附スヘシ
- 第一項ノ届書ニハ被保險者證ヲ添附スヘシ
- 地方長官又ハ健康保險組合ハ被保險者證ノ第二面ニ掲クル事項ヲ被保險者證ニ記載シ之ヲ被保險

者ニ返付スヘシ

第五十四條 健康保險法施行令第七十七條第一項第二號ノ承認ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 前條第一項第一號乃至第四號第六號ニ掲クル事項
 - 二 診療ヲ受ケムトスル醫師又ハ齒科醫師ノ氏名及住所並其ノ診療ヲ受ケムトスル事由
- 前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十五條 健康保險法施行令第七十七條第一項第二號ノ療養費支給ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
- 二 診療ノ内容及期間
- 三 診療ニ要シタル費用ノ額
- 四 診療ヲ受ケサルニ至リタルトキハ其ノ事由

前項ノ申請書ニハ診療ヲ要シタル費用ノ額ニ關スル證憑書類ヲ添附スヘシ

第五十三條第五項及第六項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十六條 健康保險法施行令第七十七條第一項第三號ノ療養費支給ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

健康保險法施行規則 (保險給付)

七二

- 二 手當ヲ受ケタル醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ氏名及住所
 - 三 手當ノ内容及期間
 - 四 手當ニ要シタル費用ノ額
 - 五 緊急ナリシコトノ事由
- 第五十三條第二項、第五項及第六項並前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第五十六條ノ二 被保險者健康保險法施行令第七十四條第一項第三號(一回ノ費用二十圓ヲ超ユル場合ニ限ル)乃至第五號ノ給付ヲ受ケ又ハ病院ニ入院セムトスルトキハ第五十三條第一項第一號乃至第三號ニ掲クル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ此ノ限リニ在ラス此場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク申請書記載事項及已ムヲ得サル事由ヲ記載シタル届書ヲ提出スヘシ
- 前項ノ申請書又ハ届書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書ヲ添附スヘシ
- 一 健康保險法施行令第七十四條第一項第三號乃至第五號ノ給付又ハ入院ヲ必要ト認ムル事由
 - 二 給付ノ内容及之ニ要スヘキ費用ノ見積額
 - 三 病院ニ入院セムトスル場合ニ在リテハ入院ノ期間
- 第五十七條 傷病手當金支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ
- 一 被保險者證ノ記載及番號
 - 二 發病又ハ負傷ノ年月日及原因

- 三 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナリヤ否ヤノ別
 - 四 勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間
 - 五 傷病手當金カ健康保險法施行令第七十九條又ハ同令第八十七條ノ規定ニ依ルモノナルトキハ主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ノ氏名、生年月及被保險者トノ續柄、收容セラレタル病院、病舎又ハ療養所ノ名稱及所在地並收容セラレタル年月日及期間
 - 六 傷病手當金カ健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依ルモノナルトキハ其ノ報酬ノ額及期間
 - 七 傷病手當金カ健康保險法施行令第八十六條ノ規定ニ依ルモノナルトキハ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ額及期間、受クルコト能ハサリシ報酬ノ額及期間並健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依リ受ケタル傷病手當金ノ額及報酬ヲ受クルコト能ハサリシ事由
- 前項ノ請求書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ
- 一 前項第四號ノ期間ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書及事業主ノ證明書
 - 二 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ之ニ關スル事業主ノ證明書
- 療養ノ給付ヲ受クルコト困難ナル爲療養費ノ支給ヲ受クル場合ニ於テハ傷病手當金支給ノ請求書ニハ前項各號ノ書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス此ノ場合ニ於テハ請求書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付引續キ傷病手當金ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ請求書ニ第二項第二號ノ證明書ヲ添附スルコトヲ要セス

健康保險法施行規則 (保險給付)

七三

健康保險法施行規則 (保險給付)

七四

第五十八條 健康保險法第四十八條第一項ノ規定ニ依ル療養ノ給付ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 被保險者ノ氏名並被保險者證ノ記號及番號
- 二 療養ノ給付ヲ受ケムトスル期間
- 三 療養ニ要スル費用ノ見積額
- 四 現ニ療養ヲ受クル保險醫ノ氏名及住所
- 五 健康保險法第四十八條第一項第一號ノ場合ニ於テハ事業主ニ於テ扶助ヲ爲スヘキ義務ノ基ク法令ノ條項

六 健康保險法第四十八條第一項第二號ノ場合ニ於テハ擔保ノ種類、數量及價格又ハ費用ノ償還ニ付定メタル方法

第五十九條 埋葬料支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ市町村長ノ埋火葬認許證ノ寫、死亡診斷書ノ寫又ハ被保險者ノ死亡ニ關スル事業主若ハ第八條ノ二ノ規定ニ依ル代理人ノ證明書ヲ添附スヘシ

- 一 死亡シタル被保險者ノ氏名並被保險者證ノ記號及番號
- 二 死亡ノ年月日及原因
- 三 死亡カ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ其ノ事實並第三者ノ氏名及住所 (氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨)

四 被保險者ト請求者トノ續柄

五 死亡カ業務上ノ事由ニ因ルモノナリヤ否ヤノ別

第六十條 健康保險法第四十九條第二項又ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ市町村長ノ埋火葬認許證ノ寫、死亡診斷書ノ寫又ハ被保險者ノ死亡ニ關スル事業主若ハ第八條ノ二ノ規定ニ依ル代理人ノ證明書及埋葬ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證憑書類ヲ添附スヘシ

- 一 前條第一號乃至第三號ニ掲クル事項
 - 二 埋葬ヲ行ヒタル年月日
 - 三 埋葬ニ要シタル費用ノ額
 - 四 死亡カ業務上ノ事由ニ因ルモノナリヤ否ヤノ別
- 第六十一條 分娩費支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ市町村長、醫師又ハ産婆ニ於テ出産又ハ死産ノ事實ヲ證明シタル書類ヲ添附スヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
- 二 分娩ノ年月日
- 三 死産ナルトキハ其ノ旨
- 四 分娩費カ健康保險法施行令第八十一條第一項ノ規定ニ依ルモノナルトキハ收容セラレタル産院ノ名稱及所在地又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル醫師若ハ産婆ノ氏名及住所

健康保險法施行規則 (保險給付)

七五

健康保險法施行規則 (保險給付)

七六

第六十二條 出產手當金支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一 被保險者證ノ記號及番號

二 分娩前ノ場合ニ於テハ分娩ノ豫定年月日、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩アリタル年月日

三 勞務ニ服セサリシ期間

四 出產手當金カ健康保險法施行令第八十一條第二項ノ規定ニ依ルモノナルトキハ主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ノ氏名、生年月及被保險者トノ續柄、收容セラレタル産院ノ名稱及所在地並收容セラレタル年月日及期間

五 出產手當金カ健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依ルモノナルトキハ其ノ報酬ノ額及期間

六 出產手當金カ健康保險法施行令第八十六條ノ規定ニ依ルモノナルトキハ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ額及期間、受クルコト能ハサリシ報酬ノ額及期間並健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依リ受ケタル出產手當金ノ額及報酬ヲ受クルコト能ハサリシ事由

前項ノ請求書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添付スヘシ

一 前項第三號ノ期間ニ關スル事業主ノ證明書

二 分娩ノ豫定年月日ニ關スル醫師又ハ産婆ノ意見書

前項第二號ノ意見書ニ付テハ第五十七條第四項ノ規定ヲ準用ス

第六十三條 削除

第六十四條 第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項、第五十九條乃至第六十一條及第六十二條第二項ノ規定ニ依リ醫師、齒科醫師若ハ産婆ノ意見書若ハ證明書又ハ事業主若ハ市町村長ノ證明書ヲ添付スヘキ場合ニ於テ保險給付ノ請求書ニ相當ノ記載ヲ受ケタルトキハ意見書又ハ證明書ノ添附ヲ省略スルコトヲ得

第六十五條 削除

第六十六條 保險給付ヲ受ケムトスル者ヨリ第四十五條第四項、第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項及第六十二條第二項ノ規定ニ依ル證明書ヲ求メラレタルトキハ事業主ハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス第六十四條ノ規定ニ依ル證明ノ記載ヲ求メラレタルトキ亦同シ

第六十六條ノ二 保險給付ヲ受ケムトスル者ヨリ第四十七條第一項ノ規定ニ依ル療養證明書、第五十六條ノ二第二項、第五十七條第二項若ハ第六十二條第二項ノ規定ニ依ル意見書又ハ第六十一條ノ規定ニ依ル證明書ヲ求メラレタルトキハ保險醫ハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス第六十四條ノ規定ニ依ル意見又ハ證明ノ記載ヲ求メラレタルトキ亦同シ

第六十六條ノ三 地方長官又ハ健康保險組合ハ保險醫及保險藥劑師ニ就キ療養ノ給付ニ關シ帳簿書類ヲ檢閲シ、説明ヲ求メ又ハ報告ヲ徴スルコトヲ得

第六十七條 健康保險組合ハ其ノ管掌スル保險ノ給付ニ關スル手續ニ付第四十五條乃至第六十二條ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

健康保險法施行規則 (保險給付)

七七

健康保險法施行規則 (審査手續)

第六十八條 削除

第六十九條 削除

第七十條 削除

第七十一條 本章ニ於テ被保險者トアルハ被保險者ノ資格喪失後保險給付ヲ受クル者ヲ含ムモノトス

第五章 健康保險法第八十條ノ審査手續

第七十二條 審査ノ請求ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ第一次健康保險審査會ニ對スル審査ノ請求

ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第七十三條 文書ヲ以テ審査ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ審査請求書ニ記名調印シ證據書類アルトキハ之ヲ添附シ當該健康保險審査會ニ提出スヘシ

第一次健康保險審査會ニ對スル審査請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 審査請求人ノ氏名、住所及生年月日並審査請求人被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ非サルトキ
- 二 其ノ職業及被保險者又ハ被保險者タリシ者トノ關係

二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名並保險事故發生ノ際其ノ使用セラレタル工場、事業場又ハ事務所ノ名稱及所在地

三 保險給付ニ關スル處分ヲ爲シタル地方長官又ハ健康保險組合ノ名稱

四 保險給付ニ關スル處分ノ通知ヲ受ケタル年月日

五 請求ノ事件及一定ノ申立

六 請求ノ理由

七 立證

八 年月日

第二次健康保險審査會ニ對スル審査請求書ニハ前項第一號、第二號及第六號乃至第八號ノ事項ノ外左ノ事項ヲ記載シ第一次健康保險審査會ノ決定書又ハ其ノ謄本ヲ添附スヘシ

一 第一次健康保險審査會ノ決定書ノ交付ヲ受ケタル年月日

二 第一次健康保險審査會ノ決定ニ對スル不服ノ程度及變更ノ申立

第七十四條 口頭ヲ以テ審査ヲ請求シタル者アルトキハ書記ハ前條第二項各號ノ事項ヲ記載シタル審査請求調書ヲ作製シ讀聞カセタル上之ニ記名調印セシメ證據書類アルトキハ之ヲ提出セシムヘシ

前項ノ審査請求調書ニハ之ヲ作製シタル書記署名捺印スヘシ

第七十五條 健康保險審査會審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ保險給付ニ關スル處分ヲ爲シタル地方長

健康保險法施行規則 (審査手續)

健康保險法施行規則 (審査手續)

八〇

官又ハ健康保險組合ニ對シ審査請求書又ハ審査請求調書ノ寫ヲ送付スヘシ
地方長官又ハ健康保險組合前項ノ審査請求書又ハ審査請求調書ノ寫ノ送付ヲ受ケタルトキハ十日
以内ニ答辯書及證據書類ヲ當該健康保險審査會ニ提出スヘシ

第七十六條 健康保險審査會必要アリト認ムルトキハ期限ヲ指定シテ當事者交互ニ辯駁書及答辯書
ヲ提出セシムルコトヲ得

第七十七條 審査ノ決定書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 審査請求人ノ氏名住所及生年月
- 二 保險給付ニ關スル處分ヲ爲シタル地方長官又ハ健康保險組合ノ名稱
- 三 決定主文
- 四 決定ノ理由
- 五 年月日

前項ノ決定書ノ原本ニハ會長署名捺印スヘシ

第七十八條 健康保險審査會ハ前條ノ決定書ノ原本ニ基キ正本副本各一通ヲ作製シ健康保險審査會
ノ印ヲ押捺シテ遲滯ナク正本ハ之ヲ審査請求人ニ交付シ副本ハ之ヲ關係アル地方長官又ハ健康保
險組合ニ送付スヘシ
審査請求人ニ對シ決定書ヲ交付スルコトヲ得サルトキハ健康保險審査會ハ其ノ決定書ヲ揭示板ニ
揭示スヘシ

前項ノ揭示アリタル後七日ヲ經過シタルトキハ決定書ノ交付アリタルモノト看做ス

第七十九條 審査請求人ハ健康保險審査會ニ對シ決定書ノ原本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第六章 罰 則

第八十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第三條、第四條、第十條、第十一條、第十七條第一項及第十八條乃至第二十條ノ二ノ規定ニ
依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
- 二 第五條第二項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ告知ヲ怠リタル者
- 三 正當ノ事由ナクシテ第六十六條ノ規定ニ依ル請求ニ應セス又ハ虚偽ノ證明ヲ爲シタル者
- 四 第七條ノ規定ニ依ル保險料ノ控除ニ關スル計算書ノ備付若ハ記載ヲ怠リ、虚偽ノ記載ヲ爲シ
又ハ故ナク被保險者ニ對シ閱覽ヲ拒ミタル者
- 五 第八條ノ規定ニ依ル書類ノ保存ヲ怠リタル者

第八十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第十七條第二項、第二十一條第一項及第五十二條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚
健康保險法施行規則 (罰 則)

八一

健康保險法施行規則 (附則)

低ノ記載ヲ爲シタル者

二 事業主以外ノ者ニシテ第二十條ノ二ノ第二項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ返納又ハ提出ヲ怠リタル者

三 第二十三條ノ二第一項但書、第四項若ハ第五項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ返納又ハ同條第三項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ提出ヲ怠リタル者

四 第四十七條第三項ノ規定ニ依ル療養證明書ノ返納ヲ怠リタル者

附則

第八條、第九條、第十三條乃至第十六條、第十九條、第二十一條、第二十四條乃至第四十四條、第六十七條、第八十條及第八十一條ノ規定ハ大正十五年七月一日ヨリ、第一條ノ規定ハ大正十五年十月一日ヨリ、第二條乃至第五條第十條乃至第十二條、第十八條、第二十條、第二十二條及第二十三條ノ規定ハ大正十五年十一月一日ヨリ、第六條、第七條、第十七條、第四十五條乃至第十六條及第六十八條乃至第七十九條ノ規定ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
第十條第一項ノ規定ニ依ル届出ノ期間ハ第十條ノ規定施行ノ日以前ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ關シテハ第十條ノ規定施行ノ日ヨリ五日以内トス

附則

(昭和二年十月
内務省令第四十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

(昭和三年四月
内務省令第十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

(昭和四年六月
内務省令第十八號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ交付シタル被保險者證及療養證明書ハ本令施行後ト雖モ之ヲ使用スルコトヲ妨ケス

附則

(昭和四年七月
内務省令第二十九號)

本令ハ昭和四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

健康保險法施行規則 (附則)

健康保險法施行規則 (様式第二號)

第何號	昭和何年何月何日交付
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 社會局又 八廳府縣 印 </div>
	官職氏名
健康保險法(抄)	
第九條 保險官署ハ必要アリト認ムルトキハ當該 官吏又ハ吏員ヲシテ保險事故ノ生ジタル作業ノ 場所ニ臨檢セシムルコトヲ得 第八十七條 正當ノ理由ナクシテ第九條ノ規定ニ 依ル當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ妨ケ又 ハ其ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ答辯 ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス	

備考
 本證ハ縦約八糎、横十糎トシ厚キ紙ヲ用ヒ中央ノ點線ノ所ヨリニツ折ト爲シ表面ニ「健康
 保險臨檢證」ト記載スベシ

様式第二號ノ二

督	第何號	何府(縣)何市(郡)何町(村)大字何何番地 何(何會社)
	昭和何年度	何々(款)
促	一金何程	昭和何年何月分保險料
	一金拾錢	督促手数料
狀	一 納期限ノ翌日ヨリ保險料額百圓 ニ付一日參錢ノ割合ニ依ル金額	延滞金
	右昭和何年何月何日限リ日本銀行本店(日本銀行何 代理店)(何道府縣廳又ハ北海道廳何出張所)(何健康保險組合事務所) ヘ納付スベシ 指定期限迄ニ保險料及督促手数料ヲ完納シタルトキハ延滞金ヲ徵收セ ズ 指定期限ヲ過ギ完納セザルトキハ直ニ其ノ財產差押ノ處分ヲ爲スベシ	地方長官ノ 官氏(名)
	昭和何年何月何日	何健康保險組合 理事長 氏(名)

備考
 一 延滞金ヲ徵收セザルモノニアリテハ「一納期限ノ翌日ヨリ保險料額百圓ニ付一日參錢ノ
 健康保險法施行規則 (様式第二號ノ二)」
 八九

健康保險施行法規則 (様式第二號ノ二)

九〇

- 割合ニ依ル金額 延滞金」及「指定期限迄ニ保険料及督促手数料ヲ完納シタルトキハ延滞金ヲ徴收セズ」文字ヲ記載セザルモノトス
- 二 日本銀行ニ納付ヲ指定シタルトキハ本文ノ「納付スベシノ」下ニ左ノ但書ヲ加フルモノトス
 - 「但シ同日ヲ經過シタルトキハ何道府縣廳又ハ北海道廳何出張所ヘ納付スルヲ要ス」
- 三 保険料以外ノ徴收金ノ督促狀ハ本様式ニ準ズベシ

様式第二號ノ三

(表面)

第何號

健康保險徵收金滯納者財産差押證券

縣 廳
印 府

(裏面)

何道府縣廳又ハ北海道廳何出張所
官職 氏 名

備考

本證ハ縦約八種、横約五種トシ厚キ紙ヲ用フベシ

様式第三號 (削 除)

健康保險法施行規則 (様式第二號ノ三)

九一

健康保險法施行規則 (様式第四號)

九四

- 一 本様式ノ用紙ハ美濃紙半切大トス
- 二 「被保險者證ノ記號」欄ニハ新ニ健康保險法ノ適用アリタル工場事業場又ハ事業ニ在リテハ「新規」ト記載スベシ
- 三 「工場、事業場又ハ事務所」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考六ニ準ズベシ
- 四 「男女別」欄ノ「男女」欄ハ被保險者男子ナルトキハ「女」ノ文字ヲ、女子ナルトキハ「男」ノ文字ヲ抹消スベシ
- 五 「業務ノ種別」欄ニハ被保險者ガ工場、事業場又ハ事業ニ於テ從事スル業務ノ種別ヲ記載スベシ例ヘバ紡績工場ニ於テハ棍綿又ハ精紡、織物工場ニ於テハ整理、絲繰又ハ製織、石炭鑛山ニ於テハ採炭又ハ支柱、運輸事業ニ於テハ運轉手又ハ車掌ト記載スルガ如シ
- 六 「標準報酬」欄ハ地方長官又ハ健康保險組合ニ於テ記載スベキモノトス故ニ届出者ニ於テ空欄ノ儘ト爲シ置クベシ
- 七 被保險者健康保險法第六十二條第一項各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ該當事項ヲ「備考」欄ニ記載スベシ
- 八 資格取得前被保險者タリシ者ニ付テハ最後ノ保險者タル地方長官又ハ健康保險組合ノ名稱、事業主ノ氏名及住所又ハ名稱及所在地ヲ「備考」欄ニ記載スベシ但シ健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ者ナルトキハ同欄ニ「法第二十條ノ被保險者」ト記載スベシ

- 九 被保險者タリシ者ニシテ資格喪失後繼續シテ保險給付ヲ受クル者被保險者ノ資格ヲ取得シタル場合ニ於テハ其ノ旨及給付ノ種類並ニ其ノ給付ガ療養ノ給付又ハ傷病手當金ノ支給ナルトキハ其ノ傷病名ヲ「備考」欄ニ記載スベシ
- 十 資格取得前被保險者タリシ者ニシテ保險給付ヲ受ケタル日ヨリ百八十日ヲ經過シタルモ仍未治愈ノ傷病アル者ニ在リテハ其ノ傷病名ヲ「備考」欄ニ記載スベシ
- 十一 第十一條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ標題ヲ「被保險者資格變更」トシ其ノ原因ガ健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ガ同法第十三條又ハ同法第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルモノナルトキハ「法第二十條ヨリ法第十三條ヘ又ハ法第二十條ヨリ法第十五條ヘ」ト「備考」欄ニ記載スベシ
- 十二 本様式ニ定ムル事項ノ外健康保險組合ニ於テ必要アリト認ムル事項ハ別ニ欄ヲ設ケテ之ヲ記載セシムルコトヲ得

資格喪失届

(所在地)	
資格喪失原因	備考

住所又ハ所在地

事業主

氏名又ハ名稱

被保險者

(名稱)		被保險者證ノ記號 及番號	資格喪失年月日
工場、事業場 又ハ事務所	氏名		

昭和 年 月 日

備考

一 本様式ノ用紙ハ美濃紙半切大トス
健康保險法施行規則(様式第五號)

健康保險法施行規則 (様式第五號)

九八

- 二 「資格喪失原因」欄ニハ其ノ原因ガ事業ノ廢止又ハ休止ニ因ル解雇ナルトキハ「廢止」又ハ「休止」、事業ノ繼續中ニ於ケル解雇ナルトキハ「解雇」、健康保險法第十九條第一項ノ規定可ナルトキハ「包括喪失」、常備カ臨時雇ト爲リタルモノナルトキハ「臨時雇」、死亡ナルトキハ「死亡」ト記載シ其ノ他之ニ準ズベシ
- 三 資格喪失ノ際繼續シテ保險給付ヲ受クル爲又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ被保險者證ヲ添附スルコト能ハザルモノニ付テハ其ノ事由ヲ「備考」欄ニ記載スベシ
- 四 「工場、事業場又ハ事務所」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考六ニ準ズベシ

様式第六號

(第一面)

何第何號

被保險者證

何 某

(男女) 何年何月生

昭和何年何月何日資格取得

業務ノ種別
何々

(工場事業場又ハ事務所ノ名稱)
何々

工場、事業場又ハ事務所ノ所在地
何々

昭和何年何月何日交付

何 廳 府 縣 區

(何健康保險組合同)

	住 所	氏 名
自 署		

(第四面)

注意事項

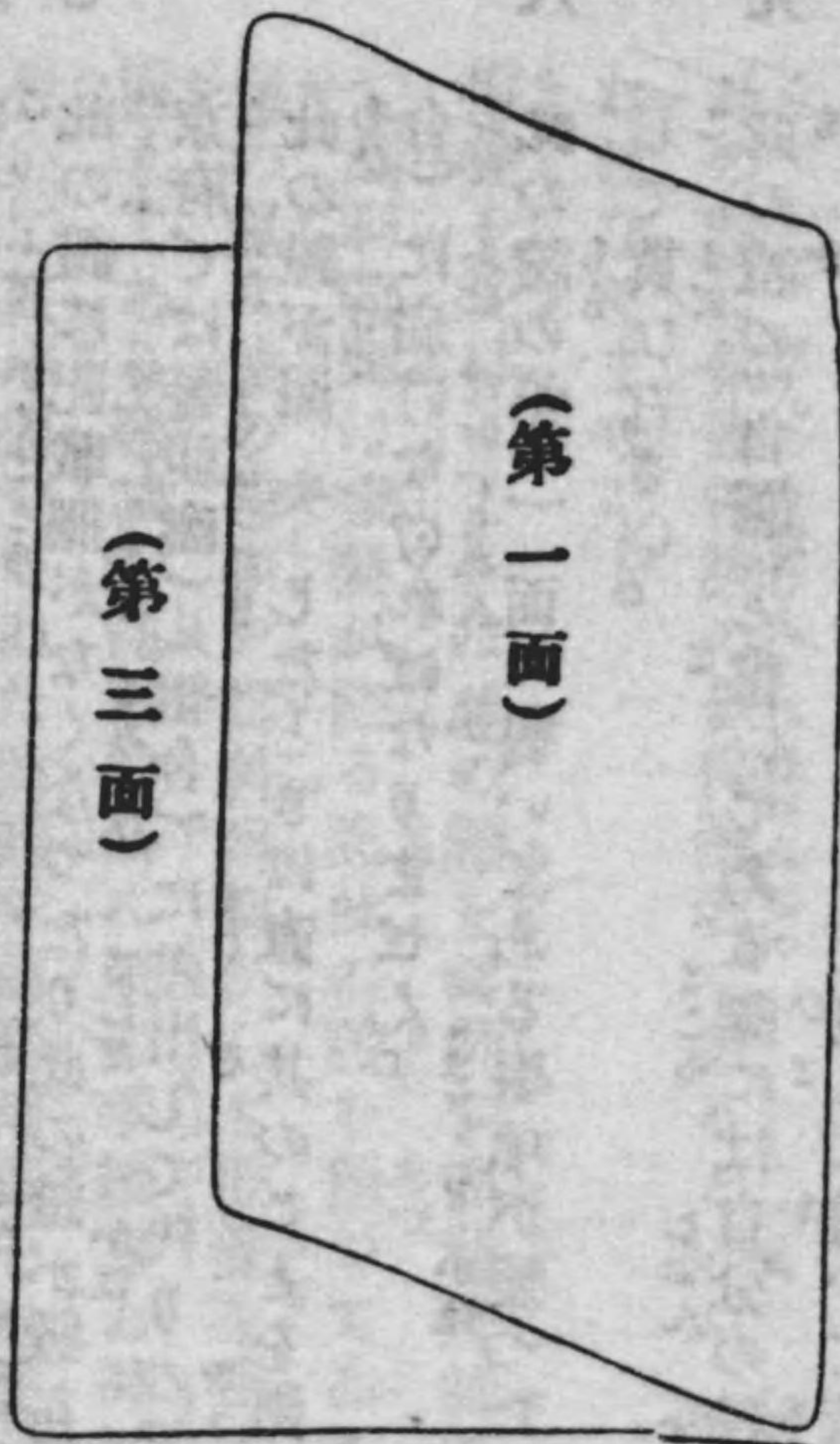
- 一 此の證は健康保険の被保険者であるといふ證であるから大切に持つてゐなければなりません。
- 二 療養を受けるときは此の證を醫師や歯科醫師に渡さなければなりません。醫師や歯科醫師は療養が終る迄此の證を預つてゐます。萬一其の間に他の疾病や負傷の爲に他の醫師や歯科醫師からも療養を受けなければならぬときは此の證を渡してある醫師や歯科醫師に其の手續をお聞きなさい。同一の疾病や負傷に付いて従来掛つてゐた醫師や歯科醫師を取替へる場合には北海道廳長官又は府縣知事(東京府では警視總監)(組合)の承諾が要ります。
- 三 療養は同一の疾病や負傷に付いて受給開始から百八十日を過ぎたならばその疾病や負傷に付いてその後療養を受けられませんが、被保険者の資格がなくなつたとき又は轉勤したときは五日以内に此の證を事業主に返さなければなりません。しかし資格がなくなつても引續き給付を受けてゐる者は其の給付を受けなくなつてから五日以内に此の證を直接道府縣
- 四

- 五 十圓以下の罰金か料の處分を受けます。
- 六 嘘を言つて療養を受けた者は詐欺罪として十年以下の懲役の處分を受けます。
- 七 此の證に記載欄がなくなつたり此の證が毀損したときは直に道府縣廳(東京府では警視廳)(組合)に差出して代りの證を受けなければなりません。
- 八 此の證の第一面に書いてある事項が變つたならば直に事業主に差出して訂正して貰ひなさい。
- 九 此の證の「自署」と書いてある欄には自分の住居と氏名とを自分で書きなさい。若し書くことができなければ他人に書いて貰つて捺印を押しなさい。尙此の欄に書いた住所や氏名が變つたならば直に訂正しない。

健康保険法施行規則 (様式第六號)

備考

一 本證ハ各面ノ大サヲ縦約十五程、横約十程トシ厚キ紙ヲ用ヒ之ヲ左圖ノ如クニツ折ト爲スベシ



- 二 「何第何號」トアルハ被保險者臺帳ノ記號及番號ヲ記載スルモノトス
- 二ノ二 工場、事業場又ハ事務所欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考六ニ準ズベシ
- 三 第二面及第三面ノ事項ハ被保險者證ヲ保管スル保險醫ニ於テ其ノ被保險者證返還ノ際記載スルモノトス但シ療養費支給ノ場合ニ於テハ地方長官又ハ健康保險組合ニ於テ記載スルモノトス
- 四 第二面及第三面ノ事項ノ記載ニ付テハ左ニ依ルベシ

- イ 齒ニ付療養ノ給付ヲ爲シタル場合ニ於テハ患齒ノ部位ヲモ「傷病名」欄ニ記載スベシ
- ロ 保險醫處方箋ヲ交付シタルトキハ其ノ使用期間ト診療期間トハ之ヲ通算シテ記載スベシ
- ハ 「開始日」欄ニハ療養ノ給付ヲ開始シタル年月日ヲ記載スベシ
- ニ 「終了日」欄ニハ療養ヲ終リタル年月日ヲ記載スベシ
- ホ 「終了事由」欄ニハ治癒、期間満了、死亡等ノ別ヲ記載スベシ
- ヘ 「認印」欄ニハ本事項ノ記載ヲ爲シタル保險醫捺印スベシ、但シ療養費支給ノ場合ニ於テハ廳府縣又ハ健康保險組合ノ係員捺印スベシ
- ト 保險時變更ノ爲被保險者證ヲ返還スル場合ニ於テ保險時其ノ發行シタル療養證明書ノ未ダ返納ナキモノアルトキハ其ノ療養證明書ヲ發行シタル年月日ヲ「備考」欄ニ記載スベシ
- チ 療養費ノ支給ニ在リテハ「備考」欄ニ其ノ旨ヲ記載スベシ
- 五 被保險者證ヲ再交付スル場合ニ於テ其ノ被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ現ニ療養ノ給付ヲ受クルトキハ其ノ疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付ヲ開始シタル年月日ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ於テ記載スベシ
- 六 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ對シテ交付スベキ被保險者證ハ工場、事業場又ハ事務所ノ名稱及所在地ヲ抹消シ且第一面ノ餘白ニ健康保險法第二十條ノ規定ニ依健康保險法施行規則 (様式第六號)

健康保険法施行規則 (様式第六號)

ル被保険者ナル旨並其ノ住所及資格喪失豫定年月日(引續キ被保険者ト爲リタル日ヨリ百八十一日目ノ日)ヲ朱書シテ之ヲ交付スベシ

七 健康保険組合ニ於テハ本様式ニ依ラザルコトヲ得但シ第一面ノ所定事項ヲ省略スルコトヲ得ズ

様式第七號

昭和何年度何健康保険組合收入支出豫算簿

一金	又ハ	一金	又ハ	一金	又ハ	合計	合計	差引
収入		支出		収入		支出		昭和何年度何健康保険組合收入支出豫算
經常部豫算高		經常部豫算高		經常部豫算高		經常部豫算高		
臨時部豫算高		臨時部豫算高		臨時部豫算高		臨時部豫算高		
合計		合計		合計		合計		

健康保険法施行規則 (様式第七號)

健康保險法施行規則 (様式第七號)

科 目	項 目	豫算額 円	種 目	本年度 豫算額 円	前年度 豫算額 円	増減 円	附 記	豫 算	
								算	明
一 健康保險 收入	一 保險料		一何々々						
	二 國庫負擔 金收入		二何々々						
	三 徵收金		一何々々						
二 繰越金	一 前年度 繰入金								

三 繰入金	一 準備金繰 入		一何々々						
四 組合債	一 組合債		一何々々						
五 寄附金	一 寄附金		一何々々						
六 何々			二何々々						

健康保險法施行規則 (様式第七號)

健康保險法施行規則 (樣式第七號)

款	科	項目	預算額	種	目	預算		說明	增減	附記
						本年度	前年度			
收入	合計									
七雜收入	一利子									
支出	合計									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									
一何々	二何々									

昭和何年度事業報告書

何府(縣)何市(郡)何町(村)大字何何番地

何健康保險組合

一 事業概況

本項ニハ事業ノ狀況ノ大體ヲ簡單ニ記載スヘシ

二 事務所

本項ニハ事務所ノ所在地ヲ記載スヘシ(主タル事務所ト從タル事務所トヲ有スル組合ニ在リテハ之ヲ區別シテ記載スルコト)

三 組合員

(一) 事業主數

前年度末現在	本年度中増	本年度中減	本年度末現在

(二) 被保險者數

イ 異動及現在

種別	強制被保險者			任意包括被保險者			合計
	職員	其ノ他	計	職員	其ノ他	計	
前年度末現在							
本年度中増							
本年度中減							
本年度末現在							

備考

- 一 様式中強制被保險者トアルハ健康保險法第十三條ノ規定ニ依ル被保險者、任意包括被保險者トアルハ健康保險法第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ謂フ以下之ニ倣フ
- 二 組合ノ設立アル事業ニ以上ノ組合ニ在リテハ事業毎ニ之ヲ別表ト爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ事業ノ名稱ヲ附記スヘシ
- 三 組合ノ設立アル事業ノ主要製品ノ概目又ハ作業ノ内容ヲ附記スヘシ

健康保險法施行規則 (様式第八號)

健康保険法施行規則 (様式第八號)

一二八

調定額	収入済額	収入未済額	保険料率 (標準報酬日額一圓ニ付)	保険料分擔割合 被保険者 事業主
円	円	円		

七 療養機關

本項ニハ病院、産院、醫師、歯科醫師、藥劑師、看護婦其ノ他療養ノ機關ニ關スル事項ヲ記載スヘシ

八 保險施設

本項ニハ健康保險法第二十三條ノ規定ニ依リ施設シタル事項及其ノ成績ノ概要ヲ記載スヘシ

九 積立金

種別	前年度末現在額	本年度積立額	本年度處分額	本年度末現在額
準備金	円	円	円	円
何積立金				
何積立金				

備考

事業報告書ニ記載スヘキ事實ノ屬スル年度ノ決算ノ結果準備金ニ積立ツヘキ豫定額ヲ備考トシテ記載スヘシ

十 組合債

前年度末現在額	本年度借入額	本年度償還額	本年度末現在額
円	円	円	円

十一 其ノ他重要ナル事項

本項ニハ組合ニ於テ重要ト認メタル事項ヲ記載スヘシ
右及報告候也

昭和何年何月何日

理事長 何 某

健康保險法施行規則 (様式第八號)

一二九

何健康保險組合財産目錄

昭和何年何月何日現在

種 別	數 量	金額又ハ價格 円	備 考	準備金						
				有價證券			金員			
				計	何々	地債 證券 方	計	何々	現 金	
銀行預金										
郵便貯金										
現金										
國債證券										
地債證券										
何々										
計										
何々										

總 計	其ノ他ノ 財 産				合 計
	何 々	器 具 及 機 械	建 物	土 地	

備考

- 一 有價證券ノ「金額又ハ價額」欄ニハ額面額ヲ記載シ尙其ノ種類及時價ヲ「備考」欄ニ記載スヘシ
- 二 土地、建物又ハ器具及機械ノ「金額又ハ價額」欄ニハ時價ヲ記載シ尙土地及建物ハ其ノ用途ヲ「備考」欄ニ記載スヘシ
- 三 積立金アル場合ニ於テハ「準備金」ノ欄ニ準シ別ニ一欄ヲ設クヘシ

昭和何年何月分事業狀況報告

何府(縣)何市(郡)何町(村)大字何何番地

何健康保險組合

一 標準報酬等級別被保險者數

第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級	第七級	第八級	第九級	第十級	第十一級	第十二級	第十三級	第十四級	第十五級	第十六級	計

備考

月末現在ニ依ルヘシ

二 保險給付狀況

種別	件數	日數	二備	考	養養給付				
					移送	看護	醫療		

療養費	傷病手当金	埋葬料	埋葬費	分娩費	産院收容	助産ノ手当	出産手当金

備考

一 健康保險法第四十八條第一項ノ規定ニ依ル療養ノ給付ノ分ハ×印ヲ附シ區別シテ之ヲ記載スヘシ

二 療養費傷病手当金、埋葬料、埋葬費、分娩費及出産手当金ニ在リテハ事故發生ノ日ノ屬スル月ノ如何ニ拘ラス現ニ之カ支拂ヲ爲シタル月ノ分ノ報告ニ記載スヘシ

三 同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付數回ニ分チテ給付ヲ爲シタル場合ト雖健康保險法施行規則 (様式第十號)

健康保険法施行規則（様式第十號）

一三四

此ノ數回分合シテ一件トシ尙療養費又ハ傷病手當金ニシテ二以上ノ疾病又ハ負傷ニ付通シテ支給シタルモノニアリテハ之ヲ通シテ一件トシ記載スヘシ一ノ分娩ニ付數回ニ分チテ給付ヲ爲シタル場合又同シ

三 收支狀況

收入

種別	何々	何々	何々	何々	計
本年度豫算額					
本月収入額					
本年度収入累計額					

支出

種別	何々	何々	何々	何々	計
本年度豫算額					
本月支出額					
本年度支出累計額					

一時借入金等

種別	一時借入金	準備金	繰替使用	前年度收支残	金一時充當
本月借入額					
本月返還額					
本月未現在額					

健康保険法施行規則（様式第十號）

一三五

療養證明書

(氏名)				
(男女別)		(生年月)		
(住所)				
(名稱)				
(所在地)				
何府(縣)何市(郡)何町(村)大字何何番地 醫師(齒科醫師) 何 某 [㊟]				
開始日	終了日	終了事由	備考	認印

備考

- 一 「本證明書ニ依リテ爲シタル療養ノ給付」欄ノ事項ハ療養證明書ニ依リテ療養ナシタル保險醫ニ於テ其ノ療養證明書返還ノ際記載スヘシ
- 二 「本證明書ニ依リテ爲シタル療養ノ給付」欄ノ記載ニ付テハ様式第六號備考四ノイ乃至ヘニ準スヘシ
- 三 「工場、事業場又ハ事務所」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考六ニ準ズベシ

被保險者證ノ記號及番號	
被 保 險 者	
工 場、 事 業 場 所 又 ハ 事 務 所	
現ニ療養ヲ爲ス傷病名 及給付開始年月日	
發 行 年 月 日	
發 行 者	
本證明書ニ依 リテ爲シタル 療養ノ給付	傷 病 名

處方箋

被保險者證 ノ記號及番號												
患者	(氏名)	(年齢)	所轄府縣 又ハ健康 保險組合ノ 名稱									
藥名					分量							
用法												
用量												
使用 期間	開始 了	昭和 了	年	月	日	處分 年	月	日	昭和	年	月	日
保險 氏名	醫 印	診療所 所在地		名稱、 又ハ保 險		診療所 ノ往所						

備考

- 一 「所轄府縣又ハ健康保險組合ノ名稱」欄ニハ被保險者ノ屬スル府縣又ハ健康保險組合ノ名稱ヲ記載スベシ
- 二 健康保險組合ニ於テハ本様式ニ依ラザルコトヲ得但シ被保險者證ノ記號及番號竝ニ使用期間ノ開始及終了年月日ノ記載ハ之ヲ省略スルコトヲ得ズ

附 則

(昭和九年十二月二十九日
内務省令第三十九號)

本令ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和九年法律第十三號實施ノ爲ニ豫メ必要ナル事項ニ關シテハ昭和十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行前ニ交付シタル被保險者證ハ本令施行後ト雖モ之ヲ使用スルコトヲ妨グズ
 本令施行前ニ處方箋ノ交付ヲ受ケタル被保險者ハ本令施行後ト雖モ之ニ依リ藥劑ノ支給ヲ受クルコトヲ妨グズ此ノ場合ニ於ケル手續ハ従前ノ例ニ依ル

健康保險法第十三條第三號(ホ)ノ規定ニ依ル運送
事業ノ指定ニ關スル件

(昭和九年十二月二十八日
勅令第四百一號)

健康保險法第十三條第三號(ホ)ノ規定ニ依リ運送ノ事業ヲ指定スルコト左ノ如シ

- 一 自動車、荷牛馬車又ハ荷車ニ依ル運送ノ事業
- 二 索道ニ依ル運送ノ事業

附 則

本令ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和九年法律第十三號ノ實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍ニ於テハ昭和十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

健康保險法第十四條第一項第四號ノ事業

(大正十五年十月十九日
內務省告示第五百十六號)

瓦斯又ハ水道ニ關スル工作物ノ建設、保存、修理又ハ破壊ノ工事

健康保險法第十四條第一項第六號ノ事業

(大正十五年十月十九日
內務省告示第五百十七號)

自動車又ハ索道ニ依リテ爲ス貨物又ハ旅客ノ運送

健康保險法第十四條第一項第四號ノ事業

(昭和元年十二月二十七日
內務省告示第九號)

- 一 道路、河川、港灣、運河、鐵道及軌道ニ關スル土木工事
- 二 砂防工事

健康保險法第十四條第一項第四號ノ事業

(昭和四年八月八日
內務省告示第二七六號)

電信又ハ電話ニ關スル工作物ノ建設、保存、修理又ハ破壊ノ工事

健康保險ノ被保險者タラサル臨時使用人ニ關スル件

(大正十五年十月九日)
内務省令第四十七號

健康保險法施行令第九條第四號ノ規定ニ依リ臨時ニ使用セラルル者ノ中被保險者タラサルモノヲ指
定スルコト左ノ如シ

- 一 季節的業務ニ使用セラルル者但シ繼續シテ百二十日以上使用セラルヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラ
ス

官吏及待遇官吏ハ健康保險ノ被保險者タラサルノ件

(大正十五年十月十九日)
内務省令第四十八號

政府ノ事業ニ使用セラルル官吏及待遇官吏ハ健康保險ノ被保險者タラサルモノトス

政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者カ療養ノ給付ヲ

受クルコトヲ得ヘキ醫師及齒科醫師並藥劑師ニ關ス

ル件

(昭和元年十二月二十八日 改正昭和四年七月三十一日)
内務省令第一號 内務省令第三十一號

第一條 政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者(以下被保險者ト稱ス)ハ所轄地方長官(東京府ニ在
リテハ警視總監以下之ニ同シ)ノ指定シタル保險醫又ハ保險藥劑師ニ就キ療養ノ給付ヲ受クルコ
トヲ得

第二條 被保險者所轄地方長官ノ管轄區域外ニ其ノ住所ヲ有スル場合ニ於テハ前條ノ保險醫又ハ保
險藥劑師ノ外其ノ被保險者ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ノ指定シタル保險醫又ハ保險藥劑師ニ就
キ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第三條 被保險者所轄地方長官ノ承認ヲ受ケタル場合又ハ緊急ノ場合ニ於テハ前二條ノ保險醫又ハ
保險藥劑師以外ノ保險醫又ハ保險藥劑師ニ就キ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第四條 被保險者ハ其ノ診療ヲ受クヘキ場所ヨリ四里以内(診療所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ於
テ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ之ニ從フ)ノ里程ノ地ニ在ル診療所ニ於テ診療ニ従事スル保險醫(齒
科醫師ヲ除ク)ノ往診ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ診療ヲ受クヘキ場所ヨリ半里ヲ超ユル里程ノ地ニ在ル診療所ニ於テ診療ニ
従事スル保險醫ノ往診ノ爲ニ要スル馬車賃ハ其ノ被保險者ノ負擔トス

附 則

本令ハ昭和二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(昭和四年七月三十一日)
(内務省令第三十一號)

本令ハ昭和四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

健康保險ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬醫院等ニ

關スル件

(昭和二年八月十九日)
(勅令第二百六十八號)

第一條 官公立ノ大學附屬醫院其ノ他之ニ準ズベキ病院ハ健康保險ノ保險者ノ委囑ニ依リ健康保險法施行令第七十四條第一項第一號乃至第三號ノ療養ノ給付(往診ヲ除ク)ヲ爲スコトヲ得
被保險者前項ノ病院ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル場合ニ於テ其ノ給付ノ手續ハ當該病院ノ定ムル所ニ依ル

第二條 被保險者前條ノ病院ニ就キ療養ノ給付ヲ受ケタルトキハ保險者ノ承認アリタル場合ヲ除クノ外同一ノ疾病又ハ負傷ニ付テハ健康保險法施行令第七十五條ノ規定ニ依リ保險者ノ指定シタル醫師若ハ齒科醫師又ハ前條ノ規定ニ依リ保險者ノ委囑シタル他ノ病院ニ就キ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得ズ

第三條 第一條ノ病院ニ於テ處方箋ノ交付ヲ受ケタルトキハ被保險者ハ健康保險法施行令第七十六

條ノ規定ニ依リ保險者ノ指定シタル藥劑師中自己ノ選定シタル者ニ就キ藥劑ヲ受クルコトヲ得

第四條 第一條ノ病院ハ内務大臣文部大臣ト協議シテ之ヲ定ム本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

健康保險ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬醫院等ニ

關スル勅令施行ニ關スル件

改正	昭和二年十二月八日	内務省令
	昭和四年六月一日	文部省令
	昭和四年八月十一日	文部省令
	昭和六年五月二十一日	文部省令
	昭和十年一月九日	内務省令
		文部省令
		文部省令

第一條 昭和二年八月勅令第二百六十八號健康保險ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬醫院等ニ關スル件

(以下勅令ト稱ス) 第四條ノ規定ニ依リ定メタル官公立ノ大學附屬醫院其ノ他之ニ準ズベキ病院(以下病院ト稱ス)ハ内務大臣及文部大臣之ヲ告示ス

第二條 被保險者病院ニ於テ療養ノ給付ヲ受ケムトスルトキハ其ノ旨當該病院ニ申出ヅベシ
前項ノ申出ヲ爲ス場合ニ於テハ被保險者ハ被保險者證ヲ其ノ病院ニ提出スベシ但シ己ムヲ得ザル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク被保險者證ヲ其ノ病院ニ提出スベシ

第一項ノ申出ヲ爲ス場合ニ於テ疾病又ハ負傷ガ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ被保險者ハ之

ニ關スル事業主ノ證明書ヲ提出スベシ

健康保險法第四十八條第一項ノ規定ニ依リ繼續シテ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得ル者病院ニ於テ療養ノ給付ヲ受ケムトスルトキハ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得ルモノナルコトヲ保險者ニ於テ承認シタル書面ヲ提出シテ之ヲ當該病院ニ申出ヅベシ

第三條 病院被保險者ニ對シ療養ヲ爲サザルニ至リタルトキハ遲滯ナク被保險者證ヲ被保者ニ返還スベシ但シ其ノ被保險者死亡シタルトキハ埋葬料又ハ健康保險法四十九條第二項若ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受クベキ者ニ之ヲ返還スベシ

病院前項ノ規定ニ依リ被保險者證ヲ返還スルトキハ被保險者證ノ第二面ニ掲グル事項ヲ之ニ記載スベシ

第一項ノ場合ニ於テ病院第五條第一項ノ規定ニ依リ療養證明書ヲ交付シタルモノナルトキハ其ノ療養證明書ノ全部返納アリタルトキ被保險者證ヲ返還スベシ但シ勅令第二條第一項ノ規定ニ依ル病院變更ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 健康保險法施行令第七十五條第一項ノ規定ニ依リ保險者ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師(以下保險醫ト稱ス)ニシテ第五條第一項ノ規定ニ依リ療養證明書ヲ交付シタル者健康保險法施行規則第四十六條第一項ノ規定ニ依リ被保險者證ヲ返還スベキ場合ニ於テハ其ノ療養證明書ノ全部返納アリタルトキ之ヲ返還スベシ但シ健康保險法施行令第七十五條第二項ノ規定ニ依ル保險醫變更ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 保險醫ノ療養ヲ受クル被保險者同時ニ病院ニ就キ療養ヲ受クル必要アルトキ又ハ病院ノ療養ヲ受クル被保險者同時ニ保險醫若ハ他ノ病院ニ就キ療養ヲ受クル必要アルトキハ被保險者證ヲ保管スル保險醫又ハ病院ニ就キ療養證明書ノ交付ヲ受クベシ

前項ノ療養證明書ハ之ヲ被保險者證ト看做シ第二條、第三條、健康保險法施行規則第四十五條及第四十六條ノ規定ヲ適用ス

被保險者病院又ハ保險醫ヨリ第一項ノ療養證明證書ノ返還ヲ受ケタルトキハ之ヲ交付シタル保險醫又ハ病院(保險醫又ハ病院變更ノ場合ニ於テハ變更後ノ保險醫又ハ病院)ニ遲滯ナク返納スベシ

第六條 被保險者病院變更ノ爲被保險者證又ハ前條第一項ノ療養證明書ノ返還ヲ受ケムトスルトキハ病院變更ニ付地方長官(東京ニ在リテハ警視總監)又ハ健康保險組合ノ承認アリタルコトヲ證スル書面ヲ當該病院ニ提示スベシ

病院ニ就キ療養ヲ受クル被保險者ニシテ同時ニ保險醫ニ就キ療養ヲ受クル者保險醫變更ノ爲前條第一項ノ療養證明書ノ返還ヲ受ケムトスルトキハ保險醫變更ニ付地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)又ハ健康保險組合ノ承認アルコトヲ證スル書面ヲ當該保險醫ニ提示スベシ

第七條 病院被保險者ニ對シ處方箋ヲ交付スル場合ニ於テハ之ニ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
- 二 所轄廳府縣名又ハ健康保險組合ノ名稱
- 三 使用期間ノ開始及終了年月日

被保險者前項ノ處方箋ニ依リ藥劑ノ支給ヲ受ケントスルトキハ保險者ノ指定シタル藥劑師ニ之ヲ提出スベシ

第八條 第五條第一項ノ療養證明書ノ様式ハ健康保險法施行規則様式第十三號ニ依ル

第八條ノ二 被保險者病院ニ於テ健康保險法施行令第七十四條第一項第三號（一回ノ費用二十圓ヲ超ユル場合ニ限ル）乃至第五號ノ給付ヲ受ケ又ハ病院ニ入院セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ但シ已ムヲ得ザル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク申請書記載事項及已ムヲ得ザル事由ヲ記載シタル届書ヲ提出スベシ

一 被保險者證ノ記號及番號

二 發病又ハ負傷ノ年月日及原因

三 疾病又ハ負傷ガ業務上ノ事由ニ因ルモノナリヤ否ヤノ別

前項ノ申請書又ハ届書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル病院ノ意見書ヲ添附スベシ

一 健康保險法施行令第七十四條第一項第三號乃至第五號ノ給付又ハ入院ヲ必要ト認ムル理由

二 給付ノ内容及之ニ要スベキ費用ノ見積額

三 病院ニ入院セントスル場合ニ於テハ入院ノ期間

第九條 保險給付ヲ受ケムトスル者ヨリ第二條第四項ノ規定ニ依ル證明書ヲ求メラレタルトキハ事業主ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十條 健康保險組合ハ病院ト協議ノ上第二條乃至第八條ノ二ノ規定ニ拘ラズ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十一條 本令ニ於テ被保險者トアルハ被保險者ノ資格喪失後療養ノ給付ヲ受クル者ヲ含ムモノトス

第十二條 第五條第三項ノ規定ニ依ル療養證明書ノ返納ヲ怠リタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十三條 正當ノ事由ナクシテ第九條ノ規定ニ依ル請求ニ應ゼズ又ハ虚偽ノ證明ヲ爲レタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

（昭和四年六月一日
内務、文部省令）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年内務省令第十八號施行前ニ交付シタル療養證明書ハ其ノ施行後ト雖モ之ヲ使用スルコトヲ妨グズ

附 則

(昭和四年八月一日
内務、文部省令)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(昭和六年五月二十一日
内務、文部省令)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(昭和十年一月九日
内務、文部省令)

本令ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ處方箋ノ交付ヲ受ケタル被保險者ハ本令施行後ト雖モ之ニ依リ藥劑ノ支給ヲ受クルコトヲ妨グズ此ノ場合ニ於ケル手續ハ従前ノ例ニ依ル

昭和二年勅令第二百六十八號保險ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬醫院等ニ關スル件第一條ノ規定ニ依リ健康保險ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬醫院其ノ

他之ニ準スヘキ病院

昭和三年 二月十日 内務省告示第一號
昭和三年 十一月十七日 内務省告示第二號
昭和六年 六月十七日 内務省告示第一號

- 東京帝國大學醫學部附屬醫院
- 東京帝國大學醫學部附屬醫院分院
- 京都帝國大學醫學部附屬醫院
- 東北帝國大學醫學部附屬醫院
- 九州帝國大學醫學部附屬醫院
- 北海道帝國大學醫學部附屬醫院
- 新潟醫科大學附屬醫院
- 岡山醫科大學附屬醫院
- 千葉醫科大學附屬醫院
- 金澤醫科大學附屬醫院
- 長崎醫科大學附屬醫院
- 傳染病研究所

京都府立醫科大學附屬醫院
 熊本醫科大學附屬醫院
 大阪帝國大學醫學部附屬醫院
 名古屋醫科大學附屬醫院

政府ノ管掌スル健康保險ノ保險料率

(大正十五年十月二十一日)
 (內務省告示第五百十九號)

- 一 石炭ノ試掘、採掘及之ニ附屬スル事業ノ事業場又ハ工場ニ使用セララルル各被保險者ニ付テハ其ノ標準報酬日額一圓ニ付八錢ノ割
- 二 前號以外ノ各被保險者ニ付テハ其ノ標準報酬日額一圓ニ付四錢ノ割

傷病
 手當金額算出表

單位……錢

七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	級別	日數
60	48	42	36	30	24	18	一級	1
120	96	84	72	60	48	36	二級	2
180	144	126	108	90	72	54	三級	3
240	192	168	144	120	96	72	四級	4
300	240	210	180	150	120	90	五級	5
360	288	252	216	180	144	108	六級	6
420	336	294	252	210	168	126	七級	7
480	384	336	288	240	192	144	八級	8
540	432	378	324	270	216	162	九級	9
600	480	420	360	300	240	180	十級	10
660	528	462	396	330	264	198	十一級	11
720	576	504	432	360	288	216	十二級	12
780	624	546	468	390	312	234	十三級	13
840	672	588	504	420	336	252	十四級	14
900	720	630	540	450	360	270	十五級	15
960	768	672	576	480	384	288	十六級	16
1020	816	714	612	510	408	306	十七級	17
1080	864	756	648	540	432	324	十八級	18
1140	912	798	684	570	456	342	十九級	19
1200	960	840	720	600	480	360	二十級	20
1260	1008	882	756	630	504	378	二十一級	21
1320	1056	924	792	660	528	396	二十二級	22
1380	1104	966	828	690	552	414	二十三級	23
1440	1152	1008	864	720	576	432	二十四級	24
1500	1200	1050	900	750	600	450	二十五級	25
1560	1248	1092	936	780	624	468	二十六級	26
1620	1296	1134	972	810	648	486	二十七級	27
1680	1344	1176	1008	840	672	504	二十八級	28
1740	1392	1218	1044	870	696	522	二十九級	29
1800	1440	1260	1080	900	720	540	三十級	30
1860	1488	1302	1116	930	744	558	三十一級	31

標準報酬日額ニ對スル負擔卜給付金

等級	日額	報酬	一日ノ給付金	
			事業主被保險者	埋葬料
一級	三十錢	三十五錢未滿	一錢二厘ナ	シ十八錢三十圓
二級	四十錢	三十五錢以上 四十五錢未滿	一錢二厘四厘	二十四錢三十圓
三級	五十錢	四十五錢以上 五十五錢未滿	一錢二厘八厘	三十錢三十圓
四級	六十錢	五十五錢以上 六十五錢未滿	一錢二厘	三十六錢三十圓
五級	七十錢	六十五錢以上 七十五錢未滿	一錢四厘	四十二錢三十圓
六級	八十錢	七十五錢以上 八十五錢未滿	一錢六厘	四十八錢三十圓
七級	一圓	八十五錢以上 一圓十五錢未滿	二錢	六十錢三十圓
八級	一圓三十錢	一圓十五錢以上 一圓四十五錢未滿	二錢六厘	七十八錢三十九圓
九級	一圓六十錢	一圓四十五錢以上 一圓七十五錢未滿	三錢二厘	九十六錢四十八圓
十級	一圓九十錢	一圓七十五錢以上 二圓五錢未滿	三錢八厘	一圓十四錢五十七圓
十一級	二圓二十錢	二圓五錢以上 二圓三十五錢未滿	四錢四厘	一圓三十二錢六十六圓
十二級	二圓五十錢	二圓三十五錢以上 二圓六十五錢未滿	五錢	一圓五十錢七十五圓
十三級	二圓八十錢	二圓六十五錢以上 二圓九十五錢未滿	五錢六厘	一圓六十八錢八十四圓
十四級	三圓十錢	二圓九十五錢以上 三圓二十五錢未滿	六錢二厘	一圓八十六錢九十三圓
十五級	三圓五十錢	三圓二十五錢以上 三圓七十五錢未滿	七錢	二圓十錢百五圓
十六級	四圓	三圓七十五錢以上	八錢	二圓四十錢百二十圓

出傷
產病
手
當
金
額
算
出
表

十六級	十五級	十四級	十三級	十二級	十一級	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	級別	日數
240	210	186	168	150	132	114	96	78	60	48	42	36	30	24	18		1
480	420	372	336	300	264	228	192	156	120	96	84	72	60	48	36		2
720	630	558	504	450	396	342	288	234	180	144	126	108	90	72	54		3
960	840	744	672	600	528	456	384	312	240	192	168	144	120	96	72		4
1200	1050	930	840	750	660	570	480	390	300	240	210	180	150	120	90		5
1440	1260	1116	1008	900	792	684	576	468	360	288	252	216	180	144	108		6
1680	1470	1302	1176	1050	924	798	672	546	420	336	294	252	210	168	126		7
1920	1680	1488	1344	1200	1056	912	768	624	480	384	336	288	240	192	144		8
2160	1890	1674	1512	1350	1188	1026	864	702	540	432	378	324	270	216	162		9
2400	2100	1860	1680	1500	1320	1140	960	780	600	480	420	360	300	240	180		10
2640	2310	2046	1848	1650	1452	1254	1056	858	660	528	462	396	330	264	198		11
2880	2520	2232	2016	1800	1584	1368	1152	936	720	576	504	432	360	288	216		12
3120	2730	2418	2184	1950	1716	1482	1248	1014	780	624	546	468	390	312	234		13
3360	2940	2604	2352	2100	1848	1596	1344	1092	840	672	588	504	420	336	252		14
3600	3150	2790	2520	2250	1980	1710	1440	1170	900	720	630	540	450	360	270		15
3840	3360	2976	2688	2400	2112	1824	1536	1248	960	768	672	576	480	384	288		16
4080	3570	3162	2856	2550	2244	1938	1632	1326	1020	816	714	612	510	408	306		17
4320	3780	3348	3024	2700	2376	2052	1728	1404	1080	864	756	648	540	432	324		18
4560	3990	3534	3192	2850	2508	2166	1824	1482	1140	912	798	684	570	456	342		19
4800	4200	3720	3360	3000	2640	2280	1920	1560	1200	960	840	720	600	480	360		20
5040	4410	3906	3528	3150	2772	2394	2016	1638	1260	1008	882	756	630	504	378		21
5280	4620	4092	3696	3300	2904	2508	2112	1716	1320	1056	924	792	660	528	396		22
5520	4830	4278	3864	3450	3036	2622	2208	1794	1380	1104	966	828	690	552	414		23
5760	5040	4464	4032	3600	3168	2736	2304	1872	1440	1152	1008	864	720	576	432		24
6000	5250	4650	4200	3750	3300	2850	2400	1950	1500	1200	1050	900	750	600	450		25
6240	5460	4836	4368	3900	3432	2954	2496	2028	1560	1248	1092	936	780	624	468		26
6480	5670	5022	4536	4050	3564	3078	2592	2106	1620	1296	1134	972	810	648	486		27
6720	5880	5208	4704	4200	3696	3192	2688	2184	1680	1344	1176	1008	840	672	504		28
6960	6090	5394	4872	4350	3828	3306	2784	2262	1740	1392	1218	1044	870	696	522		29
7200	6300	5580	5040	4500	3960	3420	2880	2340	1800	1440	1260	1080	900	720	540		30
7440	6510	5766	5208	4650	4092	3534	2976	2418	1860	1488	1302	1116	930	744	558		31

單位：錢

七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	級別	日数
40	32	28	24	20	16	12		1
80	64	56	48	40	32	24		2
120	96	84	72	60	48	36		3
160	128	112	96	80	64	48		4
200	160	140	120	100	80	60		5
240	192	168	144	120	96	72		6
280	224	196	168	140	112	84		7
320	256	224	192	160	128	96		8
360	288	252	216	180	144	108		9
400	320	280	240	200	160	120		10
440	352	308	264	220	176	132		11
480	384	336	288	240	192	144		12
520	416	364	312	260	208	156		13
560	448	392	336	280	224	168		14
600	480	420	360	300	240	180		15
640	512	448	384	320	256	192		16
680	544	476	408	340	272	204		17
720	576	504	432	360	288	216		18
760	608	532	456	380	304	228		19
800	640	560	480	400	320	240		20
840	672	588	504	420	336	252		21
880	704	616	528	440	352	264		22
920	739	644	552	460	368	276		23
960	768	672	576	480	384	288		24
1000	800	700	600	500	400	300		25
1040	832	728	624	520	416	312		26
1080	864	756	648	540	432	324		27
1120	896	784	672	560	448	336		28
1160	928	812	696	580	464	348		29
1200	960	840	720	600	480	360		30
1240	992	868	744	620	496	372		31

事業主ヨリ
 保険課へ納入スル

保険料算出表

単位……圓

十六級	十五級	十四級	十三級	十二級	十一級	十級	九級	八級
240	210	186	168	150	132	114	96	78
480	420	372	336	300	264	228	192	156
720	630	558	504	450	396	342	288	234
960	840	744	672	600	528	456	384	312
1200	1050	930	840	750	660	570	480	390
1440	1260	1116	1008	900	792	684	576	468
1680	1470	1302	1176	1050	924	798	672	546
1920	1680	1488	1344	1200	1056	912	768	624
2160	1890	1674	1512	1350	1188	1026	864	702
2400	2100	1860	1680	1500	1320	1140	960	780
2640	2310	2046	1848	1650	1452	1254	1056	858
2880	2520	2232	2016	1800	1584	1368	1152	936
3120	2730	2418	2184	1950	1716	1482	1248	1014
3360	2940	2604	2352	2100	1848	1596	1344	1092
3600	3150	2790	2520	2250	1980	1710	1440	1170
3840	3360	2976	2688	2400	2112	1824	1536	1248
4080	3570	3162	2856	2550	2244	1938	1632	1326
4320	3780	3348	3024	2700	2376	2052	1728	1404
4560	3990	3534	3192	2850	2508	2166	1824	1482
4800	4200	3720	3360	3000	2640	2280	1920	1560
5040	4410	3906	3528	3150	2772	2394	2016	1638
5280	4620	4092	3696	3300	2904	2508	2112	1716
5520	4830	4278	3864	3450	3036	2622	2208	1794
5760	5040	4464	4032	3600	3168	2736	2304	1872
6000	5250	4650	4200	3750	3300	2850	2400	1950
6240	5460	4836	4368	3900	3432	2964	2496	2028
6480	5670	5022	4536	4050	3564	3078	2592	2106
6720	5880	5208	4704	4200	3696	3192	2688	2184
6960	6090	5394	4872	4350	3828	3306	2784	2262
7200	6300	5580	5040	4500	3960	3420	2880	2340
7440	6510	5766	5208	4650	4092	3534	2976	2418

被保險者ノ掛金算出表

十六級	十五級	十四級	十三級	十二級	十一級	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	級別	日數
80	70	62	56	50	44	38	32	26	20	16	14	12	8	4	0		1
160	140	124	112	100	88	76	64	52	40	32	28	24	16	8	0		2
240	210	186	168	150	132	114	96	78	60	48	42	36	24	12	0		3
320	280	248	224	200	176	152	128	104	80	64	56	48	32	16	0		4
400	350	310	280	250	220	190	160	130	100	80	70	60	40	20	0		5
480	420	372	336	300	264	228	192	156	120	96	84	72	48	24	0		6
560	490	434	392	350	308	266	224	182	140	112	98	84	56	28	0		7
640	560	496	448	400	352	304	256	208	160	128	112	96	64	32	0		8
720	630	558	504	450	396	342	288	234	180	144	126	108	72	36	0		9
800	700	620	560	500	440	380	320	260	200	160	140	120	80	40	0		10
880	770	682	616	550	484	418	352	286	220	176	154	132	88	44	0		11
960	840	744	672	600	528	456	384	312	240	192	168	144	96	48	0		12
1040	910	806	728	650	572	494	416	338	260	208	182	156	104	52	0		13
1120	980	868	784	700	616	532	448	364	280	224	196	168	112	56	0		14
1200	1050	930	840	750	660	570	480	390	300	240	210	180	120	60	0		15
1280	1120	992	896	800	704	608	512	416	320	256	224	192	128	64	0		16
1360	1190	1054	952	850	748	646	544	442	340	272	238	204	136	68	0		17
1440	1260	1116	1008	900	792	684	576	468	360	288	252	216	144	72	0		18
1520	1330	1178	1064	950	836	722	608	494	380	304	266	228	152	76	0		19
1600	1400	1240	1120	1000	880	760	640	520	400	320	280	240	160	80	0		20
1680	1470	1302	1176	1050	924	798	672	546	420	336	294	252	168	84	0		21
1760	1540	1364	1232	1100	968	836	704	572	440	352	308	264	176	88	0		22
1840	1610	1426	1288	1150	1012	874	736	598	460	368	322	276	184	92	0		23
1920	1680	1488	1344	1200	1056	912	768	624	480	384	336	288	192	96	0		24
2000	1750	1550	1400	1250	1100	950	800	650	500	400	350	300	200	100	0		25
2080	1820	1612	1456	1300	1144	988	832	676	520	416	364	312	208	104	0		26
2160	1890	1674	1512	1350	1188	1026	864	702	540	432	378	324	216	108	0		27
2240	1960	1736	1568	1400	1232	1064	896	728	560	448	392	336	224	112	0		28
2320	2030	1798	1624	1450	1276	1102	928	754	580	464	406	348	232	116	0		29
2400	2100	1860	1680	1500	1320	1140	960	780	600	480	420	360	240	120	0		30
2480	2170	1922	1736	1550	1364	1178	992	806	620	496	434	372	248	124	0		31

單位……厘

事業主ヨリ
 保険課へ納入スル

保険料算出表

單位……圓

十六級	十五級	十四級	十三級	十二級	十一級	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	級別	日數
160	140	124	112	100	88	76	64	52	40	32	28	24	20	16	12	1	1
320	280	248	224	200	176	152	128	104	80	64	56	48	40	32	24	2	2
480	420	372	336	300	264	228	192	156	120	96	84	72	60	48	36	3	3
640	560	496	448	400	352	304	256	208	160	128	112	96	80	64	48	4	4
800	700	620	560	500	440	380	320	260	200	160	140	120	100	80	60	5	5
960	840	744	672	600	528	456	384	312	240	192	168	144	120	96	72	6	6
1120	980	868	784	700	616	532	448	364	280	224	196	168	140	112	84	7	7
1280	1120	992	896	800	704	608	512	416	320	256	224	192	160	128	96	8	8
1440	1260	1116	1008	900	792	684	576	468	360	288	252	216	180	144	108	9	9
1600	1400	1240	1120	1000	880	760	640	520	400	320	280	240	200	160	120	10	10
1760	1540	1364	1232	1100	968	836	704	572	440	352	308	264	220	176	132	11	11
1920	1680	1488	1344	1200	1056	912	768	624	480	384	336	288	240	192	144	12	12
2080	1820	1612	1456	1300	1144	988	832	676	520	416	364	312	260	208	156	13	13
2240	1960	1736	1568	1400	1232	1064	896	728	560	448	392	336	280	224	168	14	14
2400	2100	1860	1680	1500	1320	1140	960	780	600	480	420	360	300	240	180	15	15
2560	2240	1984	1792	1600	1408	1216	1024	832	640	512	448	384	320	256	192	16	16
2720	2380	2108	1904	1700	1496	1292	1088	884	680	544	476	408	340	272	204	17	17
2880	2520	2232	2016	1800	1584	1368	1152	936	720	576	504	432	360	288	216	18	18
3040	2660	2356	2128	1900	1672	1444	1216	988	760	608	532	456	380	304	228	19	19
3200	2800	2480	2240	2000	1760	1520	1280	1040	800	640	560	480	400	320	240	20	20
3360	2940	2604	2352	2100	1848	1596	1344	1092	840	672	588	504	420	336	252	21	21
3520	3080	2728	2464	2200	1936	1672	1408	1144	880	704	616	528	440	352	264	22	22
3680	3220	2852	2576	2300	2024	1748	1472	1196	920	739	644	552	460	368	276	23	23
3840	3360	2976	2688	2400	2112	1824	1536	1248	960	768	672	576	480	384	288	24	24
4000	3500	3100	2800	2500	2200	1900	1600	1300	1000	800	700	600	500	400	300	25	25
4160	3640	3224	2912	2600	2288	1976	1664	1352	1040	832	728	624	520	416	312	26	26
4320	3780	3348	3024	2700	2376	2052	1728	1404	1080	864	756	648	540	432	324	27	27
4480	3920	3472	3136	2800	2464	2128	1792	1456	1120	896	784	672	560	448	336	28	28
4640	4060	3596	3248	2900	2552	2204	1856	1508	1160	928	812	696	580	464	348	29	29
4800	4200	3720	3360	3000	2640	2280	1920	1560	1200	960	840	720	600	480	360	30	30
4960	4340	3844	3472	3100	2728	2356	1984	1612	1240	992	868	744	620	496	372	31	31

七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	級別	日數
1.240	.992	.868	.744	.620	.496	.372		1
2.480	1.984	1.736	1.488	1.240	.992	.744		2
3.720	2.976	2.604	2.232	1.860	1.488	1.116		3
4.960	3.968	3.472	2.976	2.480	1.984	1.488		4
6.200	4.960	4.340	3.720	3.100	2.480	1.860		5
7.440	5.952	5.208	4.464	3.720	2.976	2.232		6
8.680	6.944	6.076	5.208	4.340	3.472	2.604		7
9.920	7.936	6.944	5.952	4.960	3.968	2.976		8
11.160	8.928	7.812	6.696	5.580	4.464	3.348		9
12.400	9.920	8.680	7.440	6.200	4.960	3.720		10

保險料級別合算表

(三十一日分)

單位……圓

十六級	十五級	十四級	十三級	十二級	十一級	十級	九級	八級
160	140	124	112	100	88	76	64	52
320	280	248	224	200	176	152	128	104
480	420	372	336	300	264	228	192	156
640	560	496	448	400	352	304	256	208
800	700	620	560	500	440	380	320	260
960	840	744	672	600	528	456	384	312
1120	980	868	784	700	616	532	448	364
1280	1120	992	896	800	704	608	512	416
1440	1260	1116	1008	900	792	684	576	468
1600	1400	1240	1120	1000	880	760	640	520
1760	1540	1364	1232	1100	968	836	704	572
1920	1680	1488	1344	1200	1056	912	768	624
2080	1820	1612	1456	1300	1144	988	832	676
2240	1960	1736	1568	1400	1232	1064	896	728
2400	2100	1860	1680	1500	1320	1140	960	780
2560	2240	1984	1792	1600	1408	1216	1024	832
2720	2380	2108	1904	1700	1496	1292	1088	884
2880	2520	2232	2016	1800	1584	1368	1152	936
3040	2660	2356	2128	1900	1672	1444	1216	988
3200	2800	2480	2240	2000	1760	1520	1280	1040
3360	2940	2604	2352	2100	1848	1596	1344	1092
3520	3080	2728	2464	2200	1936	1672	1408	1144
3680	3220	2852	2576	2300	2024	1748	1472	1196
3840	3360	2976	2688	2400	2112	1824	1536	1248
4000	3500	3100	2800	2500	2200	1900	1600	1300
4160	3640	3224	2912	2600	2288	1976	1664	1352
4320	3780	3348	3024	2700	2376	2052	1728	1404
4480	3920	3472	3136	2800	2464	2128	1792	1456
4640	4060	3596	3248	2900	2552	2204	1856	1508
4800	4200	3720	3360	3000	2640	2280	1920	1560
4960	4340	3844	3472	3100	2728	2356	1984	1612

保險料級別合算表

(三十日分)

單位：圓

十六級	十五級	十四級	十三級	十二級	十一級	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	級別 日數
4.80	4.20	3.72	3.36	3.00	2.64	2.28	1.92	1.56	1.20	.96	.84	.72	.60	.48	.36	1
9.60	8.40	7.44	6.72	6.00	5.28	4.56	3.84	3.12	2.40	1.92	1.68	1.44	1.20	.96	.72	2
14.40	12.60	11.16	10.08	9.00	7.92	6.84	5.76	4.68	3.60	2.88	2.52	2.16	1.80	1.44	1.08	3
19.20	16.80	14.88	13.44	12.00	10.56	9.12	7.68	6.24	4.80	3.84	3.36	2.88	2.40	1.92	1.44	4
24.00	21.00	18.60	16.80	15.00	13.20	11.40	9.60	7.80	6.00	4.80	4.20	3.60	3.00	2.40	1.80	5
28.80	25.20	22.32	20.16	18.00	15.84	13.68	11.52	9.36	7.20	5.76	5.04	4.32	3.60	2.88	2.16	6
33.60	29.40	26.04	23.52	21.00	18.48	15.96	13.44	10.92	8.40	6.72	5.88	5.04	4.20	3.36	2.52	7
38.40	33.60	29.76	26.88	24.00	21.12	18.24	15.36	12.48	9.60	7.68	6.72	5.76	4.80	3.84	2.88	8
43.20	37.80	33.48	30.24	27.00	23.76	20.52	17.28	14.04	10.80	8.64	7.56	6.48	5.40	4.32	3.24	9
48.00	42.00	37.20	33.60	30.00	26.40	22.80	19.20	15.60	12.00	9.60	8.40	7.20	6.00	4.80	3.60	10

保險料級別合算表

(三十一日分)

單位：圓

十六級	十五級	十四級	十三級	十二級	十一級	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	級別 日數
4.960	4.340	3.844	3.472	3.100	2.728	2.356	1.984	1.612	1.240	.992	.868	.744	.620	.496	.372	1
9.920	8.680	7.688	6.944	6.200	5.456	4.712	3.968	3.224	2.480	1.984	1.736	1.488	1.240	.992	.744	2
14.880	13.020	11.532	10.416	9.300	8.184	7.068	5.952	4.836	3.720	2.976	2.604	2.232	1.860	1.488	1.116	3
19.840	17.360	15.376	13.888	12.400	10.912	9.424	7.936	6.448	4.960	3.968	3.472	2.976	2.480	1.984	1.488	4
24.800	21.700	19.220	17.360	15.500	13.640	11.780	9.920	8.060	6.200	4.960	4.340	3.720	3.100	2.480	1.860	5
29.760	26.040	23.064	20.832	18.600	16.368	14.136	11.904	9.672	7.440	5.952	5.208	4.464	3.720	2.976	2.232	6
34.720	30.380	26.908	24.304	21.700	19.096	16.492	13.888	11.284	8.680	6.944	6.076	5.208	4.340	3.472	2.604	7
39.680	34.720	30.752	27.776	24.800	21.824	18.848	15.872	12.896	9.920	7.936	6.944	5.952	4.960	3.968	2.976	8
44.640	39.060	34.596	31.248	27.900	24.552	21.204	17.856	14.508	11.160	8.928	7.812	6.696	5.580	4.464	3.348	9
49.600	43.400	38.440	34.720	31.000	27.280	23.560	19.840	16.120	12.400	9.920	8.680	7.440	6.200	4.960	3.720	10

十六級	十五級	十四級	十三級	十二級	十一級	十級	九級	八級
4.960	4.340	3.844	3.472	3.100	2.728	2.356	1.984	1.612
9.920	8.680	7.688	6.944	6.200	5.456	4.712	3.968	3.224
14.880	13.020	11.532	10.416	9.300	8.184	7.068	5.952	4.836
19.840	17.360	15.376	13.888	12.400	10.912	9.424	7.936	6.448
24.800	21.700	19.220	17.360	15.500	13.640	11.780	9.920	8.060
29.760	26.040	23.064	20.832	18.600	16.368	14.136	11.904	9.672
34.720	30.380	26.908	24.304	21.700	19.096	16.492	13.888	11.284
39.680	34.720	30.752	27.776	24.800	21.824	18.848	15.872	12.896
44.640	39.060	34.596	31.248	27.900	24.552	21.204	17.856	14.500
49.600	43.400	38.440	34.720	31.000	27.280	23.560	19.840	16.120

大阪法友社

(三十日)

昭和十年三月十日印刷
昭和十年三月十五日發行

〔定價金參拾五錢〕

編輯發行者

堤

己

吉

大阪市西淀川區浦江中一丁目一八番地

大阪市西淀川區浦江中一丁目一八番地

印刷所

大阪法友社

電話土佐堀二、六四三番
振替大阪七二七八七番

圖書集成
醫部全錄
卷之八

醫部全錄
卷之八

醫部全錄
卷之八

醫部全錄
卷之八

醫部全錄
卷之八

